

犯罪の常態性について

小野坂 弘

はじめに

犯罪・非行者の処罰および処遇の変遷の歴史的説明には種々の立場がある。しかし、重要な要因として、犯罪・非行の原因についての支配的学説と、諸々の処罰・処遇方法の効果についての実証的研究の影きょうをあげること(1)に異論はあるまい。

さらに一歩進めて、刑事政策がこれらの研究成果にもとづかねばならないことにも異議はないと思われる。(2)本論文では、試論の域を出ないが、犯罪・非行の原因についての知見を、犯罪・非行の常態性ノーマリティという視点から概観し、刑事政策への展望をつかみたいと思う。

註(1) たとえば、R・コーンとL・マッコークルは、H・バーンズとN・テイターズの見解を次の三点にまとめて、各々に対して反論を加わえ、さらに自己の見解を詳細に述べている。(1)私的で部族的な正義が公的な正義によりのりこえられ、とって代られるという秩序ある進化が起った。(2)この過程は古い方法の不利益を知った人達の間での合理的な啓もうの結果であ

る。(3)争いを賠償金や示談金によって落着させる方法は、これらの方法によって取扱われた行為が国家に対する犯罪とされたために今日排除されてくる。(R. Korn & L. McCorkle, *Criminology* and *Penology*, 1967, pp. 367 et seq.)

D・グレーザーは犯罪者の処遇を左右する動機・理由として(1)犯罪者が被害者および被害者に同情する者の間で呼び起こした敵意の感情と復讐欲(2)刑罰に関する抽象的哲学、イデオロギーおよび宗教的信念(3)犯罪原因についての支配的理論の三つをあげ、この順序は刑罰目的を左右する力の歴史的推移に一致しているという。(D. Gieser, *Penology*, in: *International Encyclopedia of the Social Sciences*, vol. II, pp. 513-514.)

グレーザーは年代を追って刑罰の推移を述べているが、一八世紀までは処罰する者と処罰される者の社会的距離と、処罰する者の経済的関心が重要であったとし、ベツカリアの時代には人道的考慮、自由・平等の思想、さらに功利主義をあげている。

H・マンハイム、G・ルツェとO・キルヒハイマーは大体同じ時期に、刑罰史を経済的要因によって解釈しようとしている(H. Mannheim, *The Dilemma of Penal Reform*, 1939, pp. 31-59; G. Rusche & O. Kirchheimer, *Punishment and Social Structure*, 1939, pp. 1-10; O. Kirchheimer, *Die Strafe als Funktion der Gesellschaft*, in: *Zeitschrift für Sozialforschung*, vol. II, 1933, SS. 63ff. だが、（参考））。勿論H・マンハイムは経済的要因の発見出来ない事例をも認める（参考）。H. Mannheim, *op. cit.*, pp. 48et seq. （参考）。野坂弘・近代自由刑の発生と展開(一)・法政理論(一)巻二頁以下。

以上例示したように極めて種々の立場があるが、ここでは犯罪・非行者の処遇が犯罪学理論の影きょうを受ける点についてのみ問題にすればよい。この傾向はロンブローゾ以後顕著となり、時代とともに益々強くなる。このことは刑法・犯罪学の教科書の叙述を見れば明らかである。

(2) たとえば、木村亀二・「刑事政策の概念」・刑事政策の基礎理論、昭和一七年所収二六頁、小川太郎・刑事政策論、昭和四一年、三〇頁。

第一章 多因子アプローチ乃至動力学的犯罪観

一 今日においては、犯罪・非行の原因を一つの因子で説明したり、素質か環境かという択一関係として理解することは否定されている (John L. Gillin, *Criminology and Penology*, third ed. 1945, pp. 64-69; Franz Exner, *Kriminologie*, 3. Aufl., 1949, SS. 27ff. (The multiple-factor approach) または「動力学的犯罪観」(Die dynamische Verbrechensauffassung) と呼ばれる。

ここで多因子アプローチとは、ある種の犯罪はある種の因子によって惹き起こされ、別のタイプの犯罪は別の種類の因子によって惹き起こされると言う意味ではなく、「犯罪の各々のケースは、各々の程度の重みをもった、(各ケースに) 固有ではないけれども、特異な、因子の組み合わせの結果」であることを意味する (Donald R. Cressey, *Causes of Crime*, in: *Criminology*, vol. 4, p. 472. なほ、後述参照)。前者のアプローチは素質—環境択一アプローチと同様に判断されるからである。

ドイツでは動力学的犯罪観が展開された(メツガー(吉松訳)・犯罪学と刑事政策、昭和十九年、二九七頁以下。Sutherland-Cressey, 犯罪行為の「ダイナミック」なタイプの説明は、ここにいう)。またドイツ以外の国でも、ハンス・グロスの創始した「オーストリー学派」も動力学的犯罪観をとり(Seelig-Bellavie, *Lehrbuch der Kriminologie*, 3. Aufl., 1963, SS. 29)、「社会防衛学派」もそうである(A. Mergen, *Die Verbrechen*)⁹⁾

メツガーの定式では $\sqrt{krT = aep \times ptU}$ である。すなわち、「犯罪行為 (Kriminelle Tat) は発生的に見れば、素質 (= a.....anlage) および発達に条件づけられた (e.....entwicklungsbedingte) 行為者人格 (P.....Persönlichkeit des Täters) と、行為者をとりまく人格形成的 (= p.....persönlichkeitsgestaltende) および行為形成的 (t.....tatgestaltende) 環境 (Umwelt) の産物である」と (Mezger, *Kriminologie*, 1951, S. 5. Verl. op. cit.)¹⁰⁾ この動力学的犯罪観は外形がより理論的であり、たしかに犯罪者の分類にも役立つようにも思われるけれども (Vgl. Mezger, *Kriminologie*, 1951,

(S. 5 Ann.)¹⁾ 結局は程度の問題であり、多因子アプローチと同一の内容と言つてよい。⁽²⁾
2u. S. 6

二 注意すべきことは、この多因子アプロ、チないし動力学的犯罪観は一つの「理論」ではないことである。
(D. Cressley, Causes of Crime, op. cit., p. 472; Leslie Wilkins, Social Deviance, 1964, pp. 36-37. メンガーは「前述の様に犯罪観または「察方法」(Betrachtungsweise)とつて表現を使つており、この点に關する態度はわからない。」) L・ウイルキンズは K・ポッパーを引用しつつ(K. Popper, The Open Society, 1945, p. 210 and 220)¹⁾ この「理論」がいかなる仮説も、役に立つ実践的結論も生み出さないこと、この「理論」は誤っていると検証しえない形であることを指摘して、この「理論」は科学的理論の名に値しないと言う。

これに対して H・マンハイムは、ウイルキンズの主張は多因子理論の科学的な正しさに対するものではなく、今日の犯罪原因の研究がいかに複雑で混乱しているかを示すものにはすぎない、また、ウイルキンズはこの理論の誤りが証明出来ないという理由を示していないと言う(H. Mannheim, Comparative Criminology, Vol. I, 1966, pp. 10-11.)

たしかに、ウイルキンズはこの「理論」が誤っているとは言っていない。検証しうる仮説を提示しないが故に——したがって誤りを証明出来ない——「無益」であると言うのである(「E・ウイルキンズ(小川歌)・「刑事学における原因の概念」(若干の實際的考察)・矯正論集、昭和四三年、八一—三頁)。
ウイルキンズがあげた理由に加えて、次のヴォールドの指摘は妥当である。「折衷的な犯罪論が広く行われていて人気があるのは、おそらく、より分化された特殊主義的な考えかたでは、明らかに不十分で誤りが多いところからきているのであろう。しかし、なんらかの首尾一貫した理論としての折衷論の最大の弱点はまさに、そこでは、犯罪性を説明するのにおそらく重要であろうと思われるような観念や知識が、十把ひとからげに考慮に入れられているという点にある。折衷論は、普遍妥当な理論を拒否して、特定の事例を、それに関係のありそうな広汎な知識をよせ集めて説明する傾向があり、そのさい、どういふものが強く影響しているかについては指示するところがない。そうなると各事例が多少まちまちに説明されることになるが、そこにはつねに説明されるべき事例と同数の理論的

な説明があるということになるおそれが大である(「論的考察、一九七〇年、二八〇—二八一頁」)。多因子アプローチないし動力的犯罪観は、まさしく、人により、事例によりニューアンスの異なる多数の見解に共通の、犯罪に対する「考察方法」と言うべきであろう。⁽³⁾⁽⁴⁾

「多因子アプローチ」に対する将来の展望はどうか。これに対しては各人各様の基調を示しながらも、多くの犯罪学者の説くところは基本的に一致している。「科学におけるすべての前進は、最初に見られた粗雑な一樣性から私たちを引き離し、原因と結果とのより大なる分化へ、また、関係ありと認められた原因の範囲の絶えざる拡大へと導いて行くものである」(B. Russell, *Mysticism and Logic*, 1918, p. 188, E・H・カー(清水沢)「歴史とは何か」、岩波新書七)。犯罪と関連あると思われる諸因子をあげ、一般的、個別的に検討することは依然として必要である(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, 1951, S. 226)。

しかし、それだけでは十分でない。犯罪に関連していると思われる諸因子を分類し、有意な秩序を与えることが必要である。これは量的な意味でも、質的な意味でもなしうる。その意味で犯罪の分類、犯罪人の類型化、両者の組み合わせにより、各理論の有効性を検討することが重要である(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, p. 10, 1951, p. 176; D. Cressey, *Causes of Crime*, op. cit., pp. 475—476; S. Wheeler, *Sociological Aspects*, in: *Delinquency, International Encyclopedia of the Social Sciences*, vol. 4, p. 84; マスター「犯罪学、二八四—二八五頁」)。

- (1) 「行為者人格」という因子については Mezger, *Kriminologie*, 1951, S. 6 Ann. 1, SS. 228—229. Vgl. Sauer, *Kriminologie*, 1950, SS. 58—63. これと関連して意識の自由についての最近の見解状況をめぐって K. Englisch, *Die Lehre von der Willensfreiheit in der strafrechtsphilosophischen Doktrin der Gegenwart*, 1963; H. Weizel, *Gedanken zur „Willensfreiheit“*, *Festschrift für K. Englisch* zum 70. Geburtstag, 1969, SS. 91ff.

(2) 同頁 A. Mergen, *Die Wissenschaft vom Verbrechen*, S. 30. もともとメツガーの叙述と英米の多因子アプローチをとる犯罪学者の説明を比較すると N・カンター (N. Cantor, *Dynamics of Delinquency*, in: Sheldon Glueck (ed.), *The Problem of Delinquency*, 1959, pp. 29—30) のような例外はあるけれども、メツガーの方が迫力があり、まさしく「ダイナミッシュ」な利点はある。

(3) グリックのように多因子アプローチに誇りをもっている論者もいるが (S. Glueck, *Theory and Fact in Criminology*, in: *The Problem of Delinquency*, 1959, pp. 241—252)、大部分の犯罪学者は「多因子アプローチ」に満足しているわけではない。H・マンハイムもそうである。彼は多因子論は「もっとよいものが見つけ出されるまで、『がまんしなければならぬ代用品』にすぎない」。その「折衷性は明白である」とし、潜在的な原因因子のリストが長くなければならない程、研究が進めば進む程、局面は益々印象のうすいものになることを認める。そして「以前は高い原因的価値ありとされていた多くの因子を、統計的技術によって排除するという消極的側面」の顕著な進歩に比べて「ある因子の原因的役割について科学的により価値ある証拠を見つける」という積極的側面の不満足な現状を指摘してゐる (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, p. 9)。

(4) 同じ「原因」(causes)と「因子」(factors)について、注意すべきいくつかの点を要約しておこう。

(1) 犯罪は複雑な現象であり、したがって、基本的には簡単なものである原因⇨結果の連鎖内で解釈することは根本的矛盾であり、確率論によって論議されるべきである。という L・ウィルキンズの主張 (L. Wilkins, *前掲矯正論集*八一—九頁。cf. L. Wilkins, *tion Methods in relation to Borstal Training*, 1955, pp. 40, 43—45) は説得的であるし、今後真剣に追求されねばならない。しかし、現状においては因果的アプローチを完全に放棄することは出来ない (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, pp. 11—12)。

(2) 現在われわれがなしていることは「犯罪と関連している因子や事情の組み合わせに光をなげかけることであり」、しかも、これらの因子や事情はまた「社会的不適応の他の形態や正常と認められる行動とを関連しうる」ことを認識しなければならぬ (L. Radziowicz, *In Search of Criminology*, 1961, pp. 175—176) 同頁 H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, pp. 6—12; D. Cressy, *Causes of Crime*, op. cit., p. 473, cf. S. Glueck, *On the Causes of Crime*; S. & E. Glueck "Association" and "Causation", in:

S. Glueck (ed.), *The Problem of Delinquency*, 1959, pp. 33-42.

(3) 「因子」と「原因」。「単一または複数の因子による説明」と「理論」を区別しなければならない。(A. Cohen, *Juvenile Delinquency and the Social Structure*, Ph. D. dissertation, Harvard University, 1951.)
 cited in: Cressey, *Causes of Crime*, op. cit., 477-478.

第二章 犯罪・非行の常態性ノーマリタイと異常性

一 「多因子アプローチ」乃至「動力的犯罪観」を基底にすえながらも、力点の置かれる要素は時代によって異なり、今日では益々社会的な性質のものに重点が置かれて来ている(Cressey, *Causes of Crime*, op. cit., p. 472; H. Jones,)。この力点の変化は犯罪学研究——これは本来 *inter-disciplinary* なものである——の主流が、精神医学・心理学・生物学といった個人に重点を置く学問領域から、社会学・社会心理学という社会・集団・文化に焦点を定める学問領域に移ったこととも関係する。⁽¹⁾

しかし、それだけのことは思われない。以下、社会的要素の重視に影きょうしたと思われる事情を検討しよう。

二 現在世界中の国が、犯罪と非行の大量現象に困っている。犯罪と非行は社会につきものであるという考え方に対して否定的な態度をとる社会主義諸国においても、事情はそう違わないであろう。⁽²⁾⁽³⁾

従来の大量現象としての犯罪に対する犯罪学の態度は次のF・エクスマーとグライスパツハの言葉に適切に表現

されている。「ある国民が犯罪をしめすという事実は普通の現象であり、それ以上説明しえないし、また、説明の必要がない。これに対して、ある特定の個人がある犯罪を行なうという事実は異常なことであり、いつも説明するわけではないが、常に説明を必要とする」(F. Exner, *Kriminologie*)。だから、大量現象としての犯罪については「犯罪が存在していることではなく、犯罪がそのような状態で存在していることが説明を要する。(犯罪が)違った状態で存在している場合と比較して理解されねばならないし、説明しようとされねばならない」(Gleispach, *Die Verbrechenstypen*, Zeitschrift für die gesamte Strafwissenschaft, Bd. 48, SS. 136f.)
 こうして F・エクスマーは、時間的な犯罪現象の差異、すなわち犯罪の変動と、場所的・人的な差異(たとえば職業別の差異)の説明を大量現象としての犯罪についての犯罪学の課題とする(F. Exner, *Kriminologie*)
 (3. Aufl., 55f.)

「大量現象としての犯罪」(Kriminalität als Massenerscheinung)と「個別現象としての犯罪」(Verbrechen als Einzelercheinung)の区別を重視する考え方はドイツ犯罪学に特徴的なものであるが(たとえば Meager, *Kriminologie*, 1950, S. VI, Württemberg, Die geistige Situation der deutschen Strafrechtswissenschaft), ドイツ以外の国でもドイツ程明白な形はとらないが、今日においてもしばしば見られる(たとえば H. Jones, *Crime and the Penal System*, 1965, p. 116 et seq., 1957, SS. 39-40, vgl., Seelig-Bellavac, *Lehrbuch der Kriminologie*, 3. Aufl., 1965, S. 24-25)「犯罪の原因は何か」に加えて、「それは形態をとり得る」(問題)。

しかし、だからといって、F・エクスマーの前に引用した言葉は極めて疑問であり、再検討を要する。「大量現象としての犯罪」と常態性を、「個別現象としての犯罪」と異常性を結びつけた点が第一に問題であり、「大量現象としての犯罪」の説明不可能性・説明不要性が第一に問題である。

三 「大量現象としての犯罪」の常態性、すなわち、社会には犯罪はつきものであるから、犯罪はノーマルな現

象であるという考え方に対しては、どのように考えるべきであろうか(以下の叙述その他、註(2)の東独での議論の部分および本章六を参照せよ)。

(I) A・ケトレーはいう。犯罪は結婚・離婚・生・死のような他の社会的出来事と同じく大量現象であり、純粹に個人的な現象ではない。だから大量現象として犯罪を研究すること(すなわち犯罪統計的研究)は他の方法にくらべて、重要な規則性、場合によつたら社会法則の発見に導きうると。

この態度の故に、A・ケトレーは犯罪者は少数者であるとしながらも、犯罪行動の説明において個人的・心理学的要素を軽視乃至無視したのである。

A・ケトレーはある国においては犯罪の量と種類は驚く程一定であるという(犯罪の予算 *budget de crime*)。

しかし、A・ケトレーのこの主張には重要な条件がついていた。すなわち、経済的、社会的、政治的等の基本的事情が実質的に変化しなければというのである。

基本的事情は一般に、大きな変化をこうむるから、この条件がつくことにより、A・ケトレーの主張はほとんど無意味になってしまう。事実、第二次大戦後の各国における犯罪・非行の激増はA・ケトレーのこの主張を遠いものにしてしまった(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol.1, pp. 96—97)。

(II) フェリリの「犯罪飽和の法則」は有名である。フェリリは実証主義派の主唱者の一人として犯罪人類学派的な研究も行ったけれども(たとえば、フェリリは研究した軍人の63%がロンブローゾの言う「変質徴候」を)、「多数の原因」を認めた。フェリリはこの多数の犯罪の因子を個別的または人類学的、物理的または自然的および社会的の三つの群に分けている。人類学的要素としては、年令、性、市民としての地位、職業、住所、社会的な位、知識、教育および肉体的・心的体質をあげる。物理的要素としては、人種、気候、土地の豊かさや性質、夜と昼の相対的長さ、季節、気象状態および気温をあげ、社会的要素としては、人口密度、移民、世論、慣習、宗教、公けの秩序、経済的・産業的状态、農

業と産業の生産、公的な安全行政、公教育、公けの慈善および民刑の立法をあげている。

そしていう。「ある量の水には、一定の温度ではある種の化学物質の一定量が、一原子も多くまたは少くまたは少なくしに、解ける。これと全く同じように一定の社会的環境において、個々人の一定の肉体的状態では、一定の数の犯罪が犯される」と(Barnes & Teeters, *New Horizons in Criminology*, 3rd ed., 1959, p. 206-207; Tait-England, Jr., *Criminology*, 4th ed., 1964, p. 66)。これをケトレーの犯罪予算説の発展に属するとする論者もいる(たとえば、岩井弘融・犯罪社)。しかし、「犯罪飽和の法則」は原因因子との函数関係を述べているだけであるから、むしろ、多因子アプローチと呼ぶべきであろう。フェリの要素の分け方はおかしいが、フェリの考え方は多因子アプローチに帰着する(Barnes & Teeters, *New Horizons in Criminology*, p. 206)。

(Ⅲ) A・ケトレーの犯罪恒常説、フェリの犯罪飽和の法則と違って、E・デュルケームの主張は今日の犯罪学にとって極めて大きな意義をもつ。E・デュルケームの犯罪学に対するインパクトの最大のもの、後述するよりに、R・マートンを通じてのフノミー論であろうが、ここではE・デュルケームの「犯罪常態説」(若井・前掲犯罪社会学一七一―一八頁)をとりあげる。

E・デュルケームはいう。「犯罪は全ゆるタイプの、全ての社会に……存在する。その形は変り、犯罪とされる行為は全ゆるところで同一であるわけではない。しかし、全ゆる場所で、つねに、自身自身に刑罰の抑圧をひき寄せるような仕方で行動する人間が存在して来た。もしも、社会が低いタイプから高いタイプに移るに比例して、犯罪率が……低下する傾向があるとすれば、犯罪は依然ノーマルであるけれども、ノーマルであるという性格を失いつつあると信じられよう。(実際には)犯罪はどこでも増加している。……さて、この現象は集団生活の条件と密接に関係しているから、(これ程)ノーマルであることの全ゆる徴候を、異論の余地なく示している現象はないであろう」(R. Korn & McCorkle, *Criminology and Penology*, 1967, p. 276, 註用トマ)。(R. Korn & McCorkle, *Criminology and Penology*, 1967, p. 276, 註用トマ)。

デュルケームは後述するように、犯罪を常態性だけで一面的に説明しているわけではない。しかし、この犯罪の常態性の主張は、多方面にわたる研究成果によって確認しようと思われる。

(1) 社会的要素に重点が移ったのは、以下本文で述べるように多くの事情に関係するが、社会学、とくにアメリカの犯罪社会学の決定的影きようは否定できない (cf. L. Radznowicz, In Search of Criminology, 1961, 247; アメリカ犯罪学と社会学の歴史と在 Transition, 1965)。アメリカ犯罪学の顕著な社会学傾向については次の文献を見よ。H. Mannheim, American Criminology, in: Group Problems in Crime and Punishment, 1955, pp. 190—193; M. Chirard, Criminology as a Field in American Sociology, in: C. Vedder, S. Koenig & R. Clark (ed.), Criminology—A Book of Readings, 1953, pp. 9—19; W. Middendorf, Soziologie des Verbrechens, SS, 18ff.

F・エクスナーの指摘はこの点に関して示唆に豊富。「この三元主義的見解(すなわち「素質と」)が長い間支配的なものであるにもかかわらず、多くの犯罪学者において今日でも、例の一面性の一方あるいは他方が背景において依然力をもっており、その結果——明示あるいは黙示的に——主たる重点がある者では素質要素に、ある者では環境要素に置かれるという事が観察されるのは興味をひく。両者のいづれであるかは、私の見るところでは、各々の出発の視点による」(F. Exner, Kriminologie, 1949, p. 167, cited in: Gillin, Problems of Criminology and Penology, 1945, p. 65, 傍注は筆者)

(2) 国により犯罪の質と量は異なり、したがって、問題もまた違うことは言うまでもない。資本主義諸国については、一定の資料は公開されているので、事態は明らかである。とくにアメリカでは大統領の教書に「犯罪に対する戦」が重要な政策の柱としてとりあげられる程である (非官の世界紛争資料「文化」部、T. Gibbens & R. Ahrensfield (ed.), Cultural Factors in Delinquency, 1966, pp. 111—160)。

社会主義諸国の事態は、公開された資料がほとんどないために、それ程明白ではない。しかし、犯罪・非行の増加を指摘する文献はかなりある。たとえば、M. Lopez-Rey, Some Considerations on contemporary Criminology, in: A. Mergen

(Hrsg.), *Kriminologische Aktualität*, 1966, p. 32 は「社会主義諸国において財産犯が増加している。とくにユーゴスラビアがそうである。ヴァンダリズムについては、ポーランドとソ連に拡まっている」という。なお、東独については、前野青三・「東独の犯罪現象とその研究」・法学論叢八〇巻三号二六頁以下。非行については T. Gibbens & R. Ahrenfeldt(ed.), *Cultural Factors in Delinquency*, 1966, pp. 127—128 (Poland), pp. 149—154 (U. S. S. R.) を引用文献、ちゆうじ P. Hollander, *A Converging Social Problem: Juvenile Delinquency in the Soviet Union and the United States*, *British Journal of Criminology*, vol. 9, pp. 148—166 参照。

(3) 従来は、マルクス主義犯罪学は極端な環境説の代表例という形で理解されていた(e.g. F. Ezer, *Kriminologie*)。ごく最近まではこの一面的な批判があたっていたといえる(Lekschas in E. Buchholz, R. Hartmann, J. Lekschas, *Sozialistische Kriminologische Researches, Acta Juridica, Tom V, Budapest, 1965, zitiert in: op.*)。ソ連では犯罪学は犯罪と犯罪者についてのブルジョア科学として、一九五三年百科事典から姿を消した(「Factors in Delinquency, 1966, p. 152.」)

しかし、最近ではより柔軟で現実的な態度がとられている。とくに東ドイツ犯罪学の分析は、教条主義を克服した精妙なものである(「E. Buchholz, R. Hartmann, J. Lekschas, *Sozialistische Kriminologie*, 1966, SS. 165—191 の「フホルツの分析を見よ。なお、東独犯罪学について、前野青三・東ドイツにおける社会主義犯罪学の成立と特徴」・佐佐木十通監訳『犯罪と刑罰(下)』昭和四十年、四三四頁以下参照。ちゆうじ cf., L. Radziewicz, *In Search*)。勿論、犯罪は資本主義社会に固有なもので、社会主義社会には本質的に無縁なものであるとして、犯罪の永遠性を否定する。しかし、この「社会主義犯罪学にとって依然本質的な根本テーゼに対する Lander, Baycon, Skaberné, Vodopivec の異見」これと一脈通ずる社会主義社会における人間疎外の継続についての Schaff の見解に対しても、分析の態度は極めて冷静であり、犯罪が現在の東ドイツの社会主義社会の欠陥に客観的根拠をもつことを認め(「社会批判的機能」)、一歩一歩犯罪を克服するという現実的立場をとる。

とはいうものの、政治的プロパガンダやあまりに楽観主義的態度が散見するし、東ドイツの具体的犯罪現象の社会的発生条件の分析、ブルジョア犯罪学の批判、対策論等では、あまりに抽象的・類型的であるとの印象をうける。

四 (一) 第一は「自己申告犯罪・非行」(self-reported crime or delinquency)、または「告白犯罪・非行」(professed crime or delinquency)の研究である。これは公式の犯罪統計にのらないもの、すなわち警察に報告されない犯罪⁽⁴⁾(・非行)をインタビューまたは質問紙⁽⁵⁾により明らかにするものである。

三三七人のテキサス州の大学生と二〇四九人の非行少年の比較研究によれば、大学生は交通違反以外では裁判所に現れるのは稀であったが、全員が起訴可能な犯罪を犯していた。平均すると、一〇〇人について、大学入学前一六件、在学中三六件の窃盗が見つかった(A. Porterfield, *Youth in Trouble*, 1946, pp. 32-35, cited in: M.)¹⁰

アメリカ中西部の大学の犯罪学の学生四九人中、八六%がヴァンダリズム行為を犯していた(M. Cihnard's unpubl. cit. p. 216.)

ニューヨーク市の中心部の一〇二〇人の男と六七八人の女の九九%は質問紙の四九の犯罪の少くとも一つを犯していた。しかも男の六四%、女の二九%は重罪(felony)を犯していた(T. Wallerstein & C. Wyle, *Our Law-abiding Law Reckless, The Crime Problem.*)¹⁰

アメリカ以外の研究をあげよう。スウェーデンのウプサラ大学の法学部の学生九六人(男七五人、女二一人)中質問紙の犯罪を一度も犯していないと答えたものは二人にすぎず、二〇%は警察に知られるところであった。男の五七・三%、女の九・五%は万引を告白した(O. Nyquist, *Juvenile Justice*, 1960, pp. 107-108, cited in:)。ストックホルムで九才から一四才までの生徒九五五人についての調査では九二%が質問紙列記のなんらかの犯罪を犯し、五三%は重大な犯罪を犯していた(K. Elmhorn, *Study in self-reported Delinquency among Schoolchildren in*)。ノルウェーについても結論は同様である(N. Christie, J. Andenes, S. Skirbekk, *A Study of self-reported Crime.*)¹⁰

イギリスのリヴァプールの船渠地帯のボーイズ・クラブの八〇人の少年の大多数はそれまでに非行(犯罪)を犯したことを認めた。三四人(四二・五%)は起訴犯罪でつかまっていたことがあり、残り四六人中二二人(二七・五%)は警察にみづかりはしなかったが犯罪行為を認めた(「J・メイズ(仲村・井上訳)・われらみな犯罪者か」犯罪と社会構造、一九六九年、八三―呼んだという。しかし、公式に犯罪を発見された者の率は高い)。

けれども、前記諸研究とくらべて、異常に高いとはいえない。

常態性という概念は後述のように、多くの疑点を含むが、全人口のうち非常に高い割合を占める人々が現実には、または、可能的に犯罪者・非行者であることは、犯罪・非行がノーマルであることを示すといえよう。⁽⁶⁾

(II) 第二には、いわゆる「ホワイト・カラーの犯罪」(white collar crime)「ビジネス犯罪」(business crime)または「職務犯罪」(occupational crime)と呼ばれる犯罪現象の研究をあげることができよう。

「ホワイト・カラーの犯罪」または「ビジネス犯罪」についてのE・サザーランドの研究は、たしかに多くの欠点を含んでいるけれども、「犯罪学者の大部分はホワイト・カラーの犯罪を犯罪学的調査研究の正当な対象と見なしている」(E. Quinney, *The Study of White-Collar Crime: Toward A Reorientation in Theory and* Research, in: Reckless, *The Crime Problem*, 4th ed., 1967, Readings 16-3, pp. 365-386.)

サザーランドはホワイト・カラーの犯罪によって、犯罪者の大部分は下層階級の出であり、上流階級出は稀であるという誤った観念とそれにもとづく理論化を否定し、社会的・個人的な病理現象に焦点を合わせることが拒否す(E. Sutherland, *White-Collar Criminality*, in: Vedder, Koenig, & Clarke, *Criminology—A Book of Readings*, 1953, p. 406.)

サザーランドは「ホワイト・カラーの犯罪」として、会社の経理報告の虚偽、株式交換の操作、商取引上の買収、有利な契約・立法を保証するための公務員買収、広告・販売での虚偽表示、横領、財産の流用、計量不足、商品の不当な格づけ、脱税、破産等をあげる。

「ホワイトカラーの犯罪」は普通の警察統計や刑事裁判所の統計にはのらないから、どの程度あるかは正確には

わからない。定義上多くの問題点もある。⁽⁷⁾しかし、サザerlandが「ホワイト・カラーの犯罪」としてあげた例示に見るごとく、「かなり広汎化していると信じてもいい」(「J・メーヌ・四九頁」)(「犯罪者か、われら」)。

サザerlandの「ホワイト・カラーの犯罪」は「高い社会的(経済的)地位をもつ者によって職務上犯される犯罪」を中心とする(「E. Guiney, op. cit. p. 365, "respectability"」)。⁽⁸⁾

「職務上犯される」とする点に重点を置き「職務犯罪」とすれば、その頻度は益々高いものとなるろう。⁽⁸⁾「ホワイト・カラーの犯罪者」あるいは当該職業に従事する者にとって、「社会のおきてに違反することが『正常な』(すなわち期待しうる)「反応」なのである。⁽⁹⁾このことはホワイト・カラーの犯罪者が地位を失うことが少ないことから明らかである(D. Tate-England, Jr., Criminology)。

(Ⅲ) 以上の諸研究の成果を見ると、犯罪・非行行為の多くはノーマルなものであることが納得できる。第一に、われわれの大多数は現実にか、可能的にかいづれかの意味で犯罪者・非行者であるという意味で、犯罪・非行行為はノーマルである。第二に、社会的状況に普通に反応した結果であるという意味でノーマルである。デュルケームの見解の主要部分は今日本においても支持しうる。⁽¹⁰⁾

犯罪・非行はノーマルな現象であるということは「大量現象としての犯罪」に限定されるのではない。「個別現象としての犯罪」の多くも、各々の犯罪者・非行者にとってノーマルな現象である。この結論は前記諸研究の成果からも明らかであるし、われわれ自身に関するものを含めた見聞によっても明白である。闇米を一度も食べなかった人、カケマージャンを一度もやらない人、二〇才になるまで一度も酒・タバコをのまない人、一度も交通違反をしない人がいるだろうか。

F・エクスマーが「個別現象としての犯罪」に無限定に異常性を結びつけたことは誤っている。そして犯罪・非

行が社会にとって、さらに社会の構成員にとって常態的なものであることの確認は、原因論における社会的要素の重視を理由づける。なぜならば、そのように考えないならば、人間一般に「犯罪・非行傾向」を認める以外にないことになってしまふからである。

そしてこの「傾向」理論という非難は、今日行われている代表的犯罪・非行理論に対しても向けられている (L. Piliavin, A. Vadum & I. Hardyck, *Delinquency, Personal Costs and Parental Treatment: A Test of a Reward Costly*。I・ユリイアビ Model of Juvenile Criminality, *Journal of Criminal Law, Criminology & Police Science*, vol. 60, 1969, pp. 165-172.)。ン等は傾向理論の代表的理論として精神分析理論、フロストレーション || 攻撃理論および非行下位文化理論をあげ、傾向理論に対して次のように批判する。第一に、主張されている傾向は非行行動に常に関係しているとは思われない (cf., K. Schuessler-D. Cressey, *Personality Characteristics of Criminals*, in: *Criminology—A Book of Readings*, 1953, pp. 59-68.)。第二に、非行者を特徴づけることが認められた傾向も、大部分の非行者が成人の初期に遵法的となることを説明できない。第三に、傾向理論は大部分の青少年が何んらかの程度で非行を行うことを説明できない。第四に傾向理論は、犯罪者・非行者といえどもめったに犯罪・非行は行わないのであり、したがって、状況的な要素を無視しえないことを十分に評価していないと (L. Piliavin, et al., op.). 現在の犯罪・非行理論は、犯罪学者各人各様であるし、第一章で叙述したように、問題はむしろ今後に残されているのであるが、この傾向理論に対する批判は、確認された事実にもとづくものであるだけに、考慮しなければならぬ。

(4) N・クリステイ、J・アンデネース、S・スキルベックは「登録された犯罪——裁判所または同等の手続によって有罪とされたもの」以外の犯罪について研究し、ワレンシュエタインとワイルは「公式に報告されていない犯罪」、すなわち「警察に知られていない犯罪」について述べる。

クリスティ等は研究の目標として次の五点をあげる。(1)「登録されていない犯罪はどれ位か、犯罪を犯すことはどれ位『ノーマル』か、そしてどんな犯罪が犯されるか」。(2)犯罪と他の現象の関係についての叙述は、ほとんどが公式に登録された犯罪者から集めたデータにもとづくが、「登録されていない犯罪が考慮されるべき」に、この叙述は維持されるかいなか。また長期的な問題としては、「公式の犯罪者を説明するためにはある理論の組み合わせを、未登録の犯罪を説明するためには別の組み合わせを考える必要があるか。あるいは、同一の組み合わせが両者に関して本当であると考えられるか」。(3)社会統制の公式機関はどのように事案を選んでいるか。ランダムに選ばれるのか、または、ある種の犯罪者・犯罪が過大に、または過小に選ばれるか。(4)ある国の犯罪状態の時代的な変化の叙述はほとんど、公式の犯罪統計か個人的印象にもとづいている。この変化は実際の法違反行動の変化でも説明しうる。公式統計上の犯罪の増減は未登録犯罪の増減と一致するか。(5)国際間の犯罪率の比較は公式の犯罪統計にもとづく。この種の情報源が一国内の犯罪率の時間的変化を説明するのに信頼しえないとすれば国際間の比較については益々そうであり、国際間の時間的変化の比較については無用に等しい。この点で未登録犯罪のデータは役に立つ(N. Christie, I. Andenaes, S. Skirpekt, *A Study of self-reported Crime, Scandinavian Studies in Criminology*, vol. 1, 1965, pp. 87-88.)。

(5) 質問紙法については解答の正確さの保証がないから信用出来ないとの意見もある (cf. H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, p. 111.)。たしかに、匿名が保証されていても、危険をおかすという要素は無視しえない (参照、橋本重三郎「調査研究の方法と技」、*社会学*、昭和四三年、三三頁以下)。第一の問題は正直な解答をする解答者の「意思」(willingness)である。この点についての証明はどうしても印象主義的であるが、インタビュー法の併用、結果の内的な首尾一貫性のぎんみによって、満足しなければならぬ。第二の問題は、正しい解答をする解答者の「能力」(ability)である。この点では解答者の教育程度、読み書きの習熟度、犯罪歴の程度等が影きょうすることは明らかであり、したがって、データの分析にもこれらの点を考慮しなければならぬ。最後にサンプルの代表性、質問紙に含まれる犯罪の選択についても限界があることを認めなければならぬ (N. Christie et al., *A Study of self-reported Crime*, op. cit., among Schoolchildren in Stockholm, op. cit., pp. 123-125.)。

(6) H・マンハイムは「隠された犯罪・非行」についての情報源として、さらに、それらの行為について聞くことの出来る立場にある人で警察・刑事施設と関係ない人からの情報と、問題となっている犯罪の性質、その犯罪の逮捕・起訴についての人々の態度についての一般の知識をあげる(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, p. 111.)。

ここで取り扱われている問題は若干視点を交えれば、「暗数」(dark figure, Dunkelziffer)、「不報告」(non-reporting)さらに一般的には犯罪統計の限界・欠陥の問題である。W・レックレスは「不報告」の理由として「報告したくないこと」と「見だたないこと」(unwillingness and invisibility)の二つをあげる。レックレスが引用する標準犯罪報告委員会 (Uniform Crime Reporting Committee) の四理由「T・セリンの六理由も結局レックレスの二理由に帰する」(W. Reckless, *The Crime Problem*, 4th ed., 1967, pp. 77-78.)。

なお、犯罪統計については次の文献を参照せよ。J・メーズ(仲林・井上訳)・われらみな犯罪者か——犯罪と社会構造 一九六九年、一九頁以下。H・ジョーンズ(西村訳)・犯罪の条件、一九六六年、九頁以下。S. Wheeler, *Criminal Statistics: A Reformulation of the Problem*, American Statistical Association, Social Statistics Section, Proceedings, 1965, pp. 29-35, cited in: S. Wheeler, *Sociological Aspects: Delinquency*, International Encyclopedia of the Social Sciences, vol. 4, pp. 83-84.

(7) ホワイト・カラーの犯罪をめぐる論点の一つは定義上のものである。第一に、定義があまりにもあいまいで不正確であり、研究上有用でない。第二に、この定義は刑事裁判所の判決と民事裁判所・行政委員会の判定の違いを軽視乃至無視している。このようにP・タッパンは批判する(P. Tappan, *Crime, Justice and Correction*, 1960, pp. 16-18.)。

第一点に関しては、たしかに「ホワイト・カラーの犯罪」には種々雑多なものがあるけれども、それは伝統的犯罪についてもいえることであって、基本的要素を満す限り、この概念の有用性は否定しえない(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 481.)。第二の点について——第一点と関連するが——ハートツングに対するバージエスの批判は、「何世代にもわたって法律が認めており、

社会習俗もそれを許していない犯罪」と、「政府機関が最近そういう法律をつくって、それに違反した場合の罰則を規定したために生れてきた、新しい違反行為」を区別せよと(クインニー・犯罪学、二二二)。

犯罪学的研究は「何が犯罪的とされるべきか、されるべきでないか、および、どのような予防・処遇手段が適用されるべきかの客観的分析からより多くのものを得るであらう」(J. Spencer, *White-Collar Crime*, in: *Criminology in Transition*, 1965, p. 237)。

さらに、バージエスに賛成するならば、サザerlandが指摘するような不公正な法のあり方を是認してしまふことになる (cf. W. Reckless, *The Crime Problem*)。それは「世論が本当は何を望んでいるかを正確に知ることなしに行動を、あるいはより頻繁には行動しないことを、世論の(あると)称される状態に根拠づけろ」「非常に強い誘惑」に負けることを意味しよう (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 489, 全被引用、フランクフルト)。
(cf. cf., H. Mannheim, *Criminal Justice and Social Reconstruction*, 1946.)

(8) クインニーはニューマンの批判を引用しつつ、売場のミルクに水を入れる、テレビに不必要な修繕をすする等、ホワイト・カラーでない者の行為を考えて、「職務犯罪」という用語を使うことを主張する (Quinney, op. cit., cited in: Reckless, *The Crime*)。彼はサザerlandの定義が犯罪学上歴史的意義をもつことを認めるが、「今日では、法の運用上の手段的差異を指摘する以外には、理論上のメリットはほとんどないと思われる」という。

「職務犯罪」という概念が有用であることは認めよう (Binard, *Sociology of Deviant*)。しかし、サザerlandの指摘の歴史的意義は今日においても重要である (クインニーは「職務規範からの逸脱」を「職務上の逸脱」と呼び、この概念を「職務犯罪」の重要なメルクマールとする。これは「ホワイト・カラーの犯罪」の常態性を正当に理解したものとは思われない)。したがって、「高い社会的地位をもつ者のホワイト・カラーの犯罪」を「職務犯罪」の中で区別して扱うのがよい (Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 474)。

(9) R・マートン(森・森・金沢・中島訳)・社会理論と社会構造、昭和四三年、二二二頁。この点に関してG・ガイスの批判を検討してみよう。ガイスは多くの論点をあげているが、ここでは本文と関連あるものとして、「ホワイト・カラーの犯罪者」の自己イメージと法に対する態度をとりあげよう。

バージェスはいう。「犯罪人とはみずからを犯罪人だと考えており、世間一般からも犯罪人だと見なされている人間のことをいう」。「ホワイト・カラの犯罪者」はこの定義にはあてはまらないと(E. Burgess, Comment, *American Journal of Sociology*, vol. 56, 1950, p. 34.)

これに対してゲイスは一九六一年のジェネラル・エレクトリック事件の証言を引用して「反トラスト違反者は、有罪判決の前にも後にも、自分達を法違反者と思わなしていたと思われる」という(Geiss, *Toward a Delineation of White-Collar Offenses*, in: *Reckless, The Crime Problem, 1967, Readings 16—1, p. 361.*)。これはサザーランドが主張し、ゲイスが反対する第二の論点と関連する。「ビジネスマンは法に対して、政府に対して、そして政府の役人に対して、日頃軽べつを感じ現わしている。……このビジネスマンの法に対するあなどりは、職業的窃盗犯のそれと同じく、法が彼等の行為を邪魔するという事実から生まれる」。

これに対して、ゲイスはG・E事件の資料にもついでいう。G・E事件で多くの証人が「反トラスト法は必要な法であると思う、そして公けの利益はこの法が精力的に適用されることを要求すると思う。……これらの違反にとつて道徳と倫理、法あるいは健全なビジネス判断の行使のどこにも口実はない」、「競争について談合することは法的に悪いことであり、道徳的にも悪いことである」ということは……私の心の中では疑問はなかった」と述べている。だから、法に対するあなどりはないと(G. Geiss, *Antitrust Violators and White-Collar Crime: The General Electric Case*, in: *Reckless, The Crime Problem, 1967, Readings 16—2, pp. 363—364.*)

たしかに、犯罪者の自己イメージは——犯罪学には大切であるが——ある者が犯罪者であるかどうかに関しては決定的な要素ではない。したがって、バージェスの主張は支持できない(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 479.)。しかし、ここで重要なことはそんなことではない。

ゲイスの主張が本当かどうかである。ゲイスの主張は的を正確に射ていない。「ホワイト・カラの犯罪者」は法違反者であることは認めるが、犯罪者であることは認めていない。だから、ゲイスはバージェスの主張を否定したことはない(Chinard, *Sociology of Deviant Behavior*, 1968, p. 272.)。ゲイスは「ホワイト・カラの犯罪」がくり返えされる傾向をもつこと、証人達は前記のような証言をしつつも現実に法を犯したという事実を無視している。「ビジネスの世界の人びとは、おそらく、スラムの人達より

もいつそう犯罪的である。……ビジネス界の犯罪は間接的、迂回的、匿名的、非人格的である。……加害者達は……彼等の犠牲者の怒りを感じとらない」とサザーランドはいう (Sutherland & Cressey, *Principles of Criminology*, 6th ed., pp. 46-47)。ガイスは支持しえない。さらに細かく分析することが必要である。

スペンサーは T・セリン (Th. Selin, *Culture Contact and Crime*, 1938) にもとづき次のようにいう。「各個人は多くの社会集団に自己を同一化しており、ある集団が他の集団とわかち合っているルールを遵守するだけでなく、特殊固有のルールにも従うと思われる。文化が複雑になればなるほど、益々これら集団の規範は、共通の承認の結果としてどれほどの重複がありうるかに関係なく、衝突するだろう。そこで問題は、それらの規範を見つけ出し、明らかにすることである。そして刑法規範の社会的分析は法のうえをこえて、違反がまさしく侵害する社会価値のタイプにまで達しなければならぬ。この種のアプローチによって、我々はサザーランドがホワイト・カラーの犯罪者の『法に対する選択的服従』と呼んだものをよりよく理解する方向に動くであろう」。

スペンサーはレイヒル刑務所の受刑者サンプルの研究で次のことを確めた。多くの人が職業生活と社会生活の過程で規範の衝突を経験した。この衝突は特に職業と家庭生活の間で鋭い。「二重生活」を意識的に行う者と衝突して心配する者とに大別されると (J. Spencer, *White Collar Crime*, in: *Criminology in Transition*, 1965, pp. 251-264, cf. Chinard, *Sociology of Deviant Behavior*, p. 277)。

(10) J・メーズ・われらみな犯罪者か、一九六九年、九六頁。

デュルケームはさらに、犯罪の有用性を主張する。犯罪は共同責任の感情、集合意識を強化する。犯罪は苦痛がそうであるように、社会の欠陥の存在とありかを教える。犯罪は「安全弁」として機能すると (一七七頁 Chinard, *Sociology of Deviant Behavior*, 1968, pp. 43-44)。

この見解は重要な洞察を含むが、それだからといって、一般に、犯罪そのものが、全ての場合に有用であるとまで結論できるとは思われない (J・メーズ・われらみな、犯罪者か、九一―九六頁)。

またデュルケームは「犯罪の創造力」についてもべる。変化と進歩には自由が必要であり、「適応」イコール善ではない。

デュルケームのこの主張にも一定の価値を認めうる。しかし、結論は犯罪の有用性についてと同様であろう。

五 (I) F・エクスナーの前記の立場の第二の問題点は「大量現象としての犯罪」と説明不可能性・説明不要性を結びつけていることである。「大量現象としての犯罪」については「犯罪の原因は何か」ではなく「どんな形態をとるか」を、時間的・場所的・人的差異を研究すべきであろうか。犯罪が「存在していること」(Sein)ではなく、「そのような状態で存在していること」(Sosein)が、「別の状態で存在していること」(Anderssein)と比較して理解・説明されねばならないとF・エクスナーとグライスパツハはいう。また、F・エクスナーは「ある国民が犯罪を示すという事実」と説明不可能性・不要性を結びつける。

この、F・エクスナー、グライスパツハの表現は混乱している。「大量現象としての犯罪」について考える場合に、「ある国民が犯罪をしめすという事実」、ある社会に犯罪が「存在していること」というような抽象的なレベルで問題をたてはしない。ある国民にはある具体的な状態で、別の国民は別の具体的な状態で、犯罪が存在していることを問題にするのである。しかも「Sosein」、「Anderssein」はまぎれく合成語であり、したがって「Sein」という面を——「So」、「Anders」と不可分に結びつけられているけれども——否定することはできない。「大量現象としての犯罪」もつねに説明可能であるわけではないが、説明を必要とするのである。

F・エクスナーの立場は常態性と説明不可能・不要性を結びつけているとも考えられるが、この点でも今日の犯罪学理論はエクスナーの立場を否定する。以下、常態性という視点から、社会学理論に重点をおいて概観してみたいと思う。

(II) 社会学理論といっても各人各様であり、また、整理の仕方、各犯罪学者の立場と時代を反映して帰一

するところを知らないと言っても過言でない。ここではアメリカ社会学における、逸脱行為理論の二大潮流とされる「文化伝達」(cultural transmission)ないし「分化的接触」(differential association)の理論と⁽²⁷⁾、「アノミー的伝統」(anomie tradition)の展開と結合を中心に整理してみたい。この視点が犯罪の常態性を浮き出させると思ふからである。

W・レックレスは言う。「アメリカの社会学者が非行為と犯罪行為の理論と説明を提示する点で目立って実り多くなつたのは、特に一九四〇年以後のことである」(W. Reckless, *The Crime*)。D・クレッシーは言う。(犯罪現象の)この種の「構造的分析とこの分析にもづく理論的提案は大体一九四〇年以後、人氣が下り坂であった」(D. Cressey, *Crime*, op. cit. p. 474. クレッシーはその主な理由として、現在の統計が不備なため、そのような統計によって一般化することの危険性が認識されたことを挙げる)。二人の代表的犯罪学者の主張は異なるけれども、一九四〇年頃がアメリカ犯罪学にとって、極めて重要な区分であることが理解されよう。

これ以前においては、クーリーとトーマスを創始者とする「社会解体」(social disorganization)論が支配的であつた⁽²⁸⁾。W. Reckless, *The Crime Problem*, 1967, p. 397.。『社会解体』とは——今日の犯罪学者のなかで、広く社会解体という概念を認めるコールドウェルによれば——「現存する、行動の社会的規則の、集団の成員に対する影きょう力が減少」している「状態または過程」である⁽²⁹⁾。R. Caldwell, *Criminology*, 2nd ed., 1965, p. 55 and p. 56 note 3.。『社会解体』論は一九二〇年頃に主張され始めたものであるが⁽³⁰⁾、C. Cooley, *Social Organization: A Study of the Larger Mind*, 1909; W. Thomas & F. Znaniecki, *The Polish Peasant*, 1920 (Chicago School, Chicago Ecologist)と呼ばれるR・パーク、E・バージェス、R・マッケンジーに続いて犯罪・非行現象を研究した、C・ショウ、H・マッケイ及びF・スラッシュャー等が「社会解体」論をとっていたことは確かである⁽³¹⁾。H. Jones, *Crime and the Penal System*, 1965, pp. 101-2; J. Short, Jr., *Introduction*。E・バージェスは彼が「犯罪学における傑出せる業績」と呼んだ「少年非行と都市地域」第一版の序文で、少年非行と関連する社会的因子の内

で共通の要素は「社会解体、あるいはそういう状態に対処する地域社会の組織された努力の欠如」であると言った(E. Burgess, Introduction to the first edition of C. Shaw & H. McKay's *Juvenile Delinquency and Urban Areas*)。C・シエウ自身も(1942, p. xi, cited in: J. Short, Jr., Introduction, op. cit., pp. xxv-xxvi; キー・キ・ウの犯罪者か、一四頁)別の文章の中でこの点を明快に述べている(C. Shaw & H. McKay, "Social Factors in Juvenile Delinquency", U. S. National Commission on Law Observance and Enforcement, Report on the Causes of Crime, vol. 2, 1931, p. 387, cited in: P. Tappan, *Crime, Justice and Correction*, 1960, p. 207, キー・キ・ウの犯罪者か、キー・キ・ウの犯罪者か、一九頁; Caldwell, *Criminology*, pp. 194/195 and note 103; H. Jones, *Crime and the Penal System*, 1965, pp. 101-102.)。

C・シエウ、H マッケイ等の主張の評価は、内容的にも、方法論的にも定まったものとは言い難い。⁽¹³⁾しかし、「社会解体」論を主調としている点は批判を免れない。⁽¹⁴⁾「非行地域」(delinquent area)は解体しているように見えるにすぎない。メーズは言う。「非行地域とはちがった社会環境のなかで生活してきたため、最初から偏見に満ちた考えをもってこの種の地域社会を研究する者にとっては、解体現象は明白である。中産階級に属する観察者の目には、シカゴのループ一帯は疑いようもない解体地域と映るだろう。彼が準拠集団としている整然とした道徳的な社会とはちがって、それは混乱した不穏な社会である」と(メーズ、われらみな)。

「社会解体」論は全く問題にならないのではない。戦後の混乱期、大恐慌時や革命前後のような極限状況には、まさしく「社会解体」論が妥当するであろう。また「この解釈は、都市における移入集団の定着の初期の時代にはとくに適当であるように思われる」(J. Short, Jr., Introduction)。しかし、非行地域に限定したにせよ、犯罪・非行を主として、「社会解体」論で説明するところに重大な疑問がある。この点を「社会問題」(social problems)アプローチを支持するという形で実は「社会解体」論をも支持しているR・コールドウェルを、主としてM・クリナードと対比しつつ批判することによって明らかにしたい。

コールドウェルは「法的アプローチ」の限界を意識するが故に「社会問題アプローチ」を支持するのであり、しかも「社会問題アプローチ」の限界をも意識しているが、「社会問題アプローチの限界の……分析は、このアプロ

「チが犯罪に対する我々の理解に対してなした重要な寄与を不明瞭にすることを許さるべきではない」とする
(R. Caldwell, Crim. Cr.)
(Criminology, p. 75)。

コールドウェルは「社会解体」「社会問題」の意義について見解が一致しないことを認め、この点を「社会問題
アプローチ」の限界であるとする。しかし、コールドウェルはその結果「社会解体」という言葉が不評をこうむり
無視されるに至るのは、いかなる変化も悪いことであり、社会は自身の問題を解くためには古い行動のルールに帰
るべきであると考えられるからであるとする (Caldwell, Criminology)。

コールドウェルの見解は「社会解体」と「社会的変化」を充分に区別しないこと (たゞ、Caldwell, Criminology, pp. 55—56, 72—73, 196—197, 248)。
社会問題を社会解体の表示計であると規定しながら、社会問題と社会解体の関係について明確を欠くこと (たゞ、Caldwell, Criminology, pp. 55—56)。
社会学的分析と価値判断の関係について必ずしも明解でないこと (たゞ、Caldwell, Criminology, pp. 73—74, 74—75)。

点をもつが、なんといつても最大の弱点は次のことである。すなわち、コールドウェルは「……全体としての社会
が支配的価値の見地から組織されているようにと、解体しているようにと、全体社会の内の集団は自分自身の価値の見地に
おいて組織されているか、解体しているかも知れない」(Caldwell, Criminology, p. 56—57) 傍点は筆者) と言いつながら、
「制度化した行為準則に従わないことイコール社会問題とし」(Caldwell, Criminology, p. 56) 社会解体をまさしく「大社会の支配的価値」の側か
ら規定し (Caldwell, Criminology, p. 56, esp. p. 73 note 26) 、「そのような社会解体の慢性的状況をスラムに見る」(Caldwell, Criminology, p. 248)。

このコールドウェルの態度に対しては、クリナードの次の批判が妥当である。「社会解体は普通何か『悪い』こと
と考えられており、そして何が悪いかは、しばしば観察者と彼の社会階級または他の社会集団の成員の価値判断で
ある」(Cinhard, Sociology of Deviant, Behavior, p. 42)。
この意味でメーズの言葉は正しい。

「社会解体」論が「非行地帯」「スラム」の組織されている面を不明瞭なものにすることに気づき、この「組織

されている面」に注目したのはE・サザーランドとW・ホワイトであった。この点を最初に組織的に展開したのはホワイトであるが(*Short Jr. Introduction*)、ホワイトについては後にゆずり、まず、「文化伝達」論と極めて類似する、サザーランドの「分化的接触」(*differential association*)論について述べよう。

ショウとマッケイも「非行地域」では、そこに住む少年が禁止された活動に従事する個人及びそのような行動を承認し、集団の基準に従うように成員に圧力をかける集団と親密な接触を行うことを述べている。しかも、この過程は非行者が集中している地域では、異った世代間で行われるために、より重大であるとして、ショウとマッケイは(非行)の「伝統の伝達」(*transmission of tradition*)について語る(*Shaw & H. McKay, Juvenile Delinquency and Urban Areas, revised ed., 1969, pp. 170-189, esp. 174-6*)。ただショウとマッケイは伝達される価値が非行・犯罪的価値であることから、「非行地域」を解体していると考える。

これに対して、サザーランドは「社会解体」という概念に代えて、「分化的社会組織」(*differential social organization*)ないし「分化的集団組織」(*differential group organization*)の概念を提示する。サザーランドは非行集団の組織を社会解体と見ることは「倫理的見地その他の党派的見地」からするものであることを認識している(*Sutherland, in: Cohen, Lindesmith and Schuessler*)。このこと(19)を認

サザーランドは、たしかに「社会解体」という言葉を全く拒否してはいない。しかし、サザーランドの叙述を見れば、「社会解体」論を全くとっていないことは明白である。

サザーランドの「分化的接触説」は正常な人間が普通に学習した行動が犯罪であるとする。「分化的接触説」は「犯罪学原論」の第三版で公式化されたが、その後もしばしば改められている(*E. Sutherland, Principles of Criminology, 3rd ed., 1939, pp. 4-9, cited in: Caldwell, et al. (eds.), E. Sutherland-D. Cressey, Principles of Criminology, 6th ed., 1960, pp. 77-79*)。その核は第六命題である。「人は

法の違反に好意的な定義が、法の違反に好意的でない定義を凌駕するために非行者となる」と。なぜ、ある人がそのような接触をもつのかというレベルでは「ある地域社会、国家、または他の集団の犯罪性を説明する」理論を導入することが可能である。ここに「分化的社会組織」ないし「分化的集団組織」論が登場する。そしてこの理論の展開を見ると、アノミー論、セリンの文化葛藤論があり、さらには東独の資本主義的犯罪論を思わせるものがある。サザーランドの「分化的接触説」は多くの極めて厳しい批判にもかかわらず、社会構造に注目する諸理論を個人に連ぐものとして、完全に否定できないものをもつと言えよう。⁽¹⁸⁾ また、とくに、社会的要素に注目し、個人的にも社会的にもノーマルな過程に核心を置いたことは、サザーランドの大きな功績である(学・G・B・ウォルド(西村訳)・犯罪(八二頁)。

(11) ここでいくつかの点について考えを明らかにしておく必要がある。

まず第一に、T・セリンもいうごとく「犯罪の研究に焦点をもつ全ゆる学問領域において専門家である『犯罪学者』は存在しない」、「『犯罪学者』は実際は、自分のより広く関心をひく問題に特別に興味をもっている、心理学者、社会学者、精神医学者、法律学者、あるいは政策学者にすぎない」(Th. Selin, *Culture Conflict and Crime*, 1938, pp. 3-4, 同頁)。だから、私の場合に即していえば社会学・社会心理学・心理学等については、引用が網羅的というわけではなく、常態性という視点から文献の概観を行うものにすぎない。

第二に、研究者における見解のバイアスの問題である。この点に関してはH・マンハイムおよびG・ミュルダールに基本的に賛成である。H・マンハイムの考え方を要約した形で示すならば次のようになろう(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, in *Social Theory*, 1938, pp. 71-88, 119-164. cit., pp. 3-4, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000).

(1) われわれのパーソナリティと仕事は、われわれの世界観を規定する価値によって支配されている。(2) 意識するといふことに

かかわらず、一定の価値を信んずる者は一定の方向に偏向しやすく、このことはまず研究者の問題・作業仮説の選択を決定する。研究者が自身で研究したい問題を選ぶ場合、自分が特に興味をもつ問題、すなわち研究者にとって情緒的意味のあるテーマ・仮説を選ぶ。(3)研究技術の点では、研究者の科学的訓練の質と量に大巾に依存する。(4)資料が収集されると、次にはそれをどのような形で示すかが問題となる。これは重要性が低い、または疑わしいものを排除することを意味するが、この選択過程にバイアスが入りやすいことはいうまでもない。(5)最終的解釈、分類および評価は極めて注意を要する。矛盾した解釈を許す資料、意識されない先入見を考えると、前もって考えていた見解に合う解釈を容易にとりがちであろう。(6)われわれの研究はわれわれの価値観だけでなく、われわれの犯罪学理論・文献知識によっても色づけられる。(7)以上の諸点に対してわれわれは何をなしうるか。われわれは評価と先入見からのがれることはできないから、われわれは自身の立場を明らかにして、他人を守らねばならない。しかし、この「保護手段」も無意識の先入見の存在により完全なものとはいえない。

(12) クロワードは、逸脱行為の問題についての社会学的考え方²の二つの流れの一方をデュルケーム・マートンのアノミー論の伝統、他方をショウ・マッケイ及びサザーランドの「文化伝達」及び「分化的接触」論の伝統とする(Coward, *Illegitimate Deviant Behavior*, American Sociological Review, vol. 24, 1959, p. 164. この考え方はS・ウイラーの場合にも基本的には受け入れられている。ウイラーはまずシカゴ学派としてスラッシュャー、ショウ、マッケイ、モールをあげ、この学派の研究伝統のキイ概念を發展させたものとしてサザーランドをあげる。さらに「非行下位文化の諸理論」という見出しの下でA・コーエン、クロワードとオーリン等について述べ、これらの「説明モデルは逸脱行為とアノミーについてのより一般的な理論に由来する」としてマートンをあげてゐる(S. Wheeler, *Sociological Aspects, in: Delinquency, op. cit.*), (pp. 81—83. ウイラーは「最近の理論」として終り)る。

クレッシェーは「犯罪の原因」の「社会学理論」を「分化的接触」「分化的社会組織」「文化葛藤」「犯因的文化と社会構造」と分けて説明しているが、この考え方と——文化葛藤を除いて——基本的に一致しよう(Cresssey, *Causes of Crime*), (op. cit., pp. 474—5).

岩井教授もこの考え方を採用していると言えよう(岩井私融・犯罪社会学、二六—四九頁。同・「犯罪社会学」³、*学*の諸理論・那須—橋本編、犯罪社会学、七一—七頁)。

なお、文化葛藤ないし社会葛藤の理論については六で論ずる。

(13) パーク、パージェス、マッケンジーは「生態学」(Ecology)という生物学上の概念を人間の問題にも適用しようとする。有機体は環境に適応する傾向をもつ。動物・植物の分布・数が自然環境に支配されるように、人間の行動も社会環境から説明出来る。

「生態学」という概念自体、文化的要素と区別される生態的要素にかかわる場合と、文化現象の空間的配分を指す場合があるが(Korn & McCorkle, *Criminology*)、生態学という本質的に地理学的な概念から「社会的環境」という、より複雑な概念を発生させたことこそシカゴ学派の功績である。

パージェスの都市の放射状の膨張の理論はショウ等によって実証される。

(14) ショウ等の見解の具体的検討は本論文にとって必要でない。それについては犯罪学の教科書の該当箇所、ショートの「少年非行と都市地域」改訂版の序文及びそこで引用されている論文を参照せよ(J. Short, Jr., Introduction.)。

生態学的研究・アプローチに対しては肯定、否定の両極端の評価がある。否定的評価をする者の代表はH・マンハイムである。マンハイムは言う。「生態学理論」は一九世紀にすでに多くの関心を喚び起し、二つの世界大戦の間に人気の頂点に達したが、一九四五年以後は次第に背後に退いたと(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 552.)

これに対してショウとマツケイの功績——これは必ずしも生態学的な面というわけではない——を高く評価するのは、J・ショートである。ショウとマツケイ等によって置かれた「基礎は……：時間のテストに耐えただけでなく、今日の調査研究と理論、及び非行のコントロールを目ざすプログラムにとって、依然として決定的な意義をもっている」(J. Short, Jr., Introduction.)。

コーンとマツコークルも肯定的に評価する。生態学派は「過程」「モビリティ」「集中」「競争」等の新しい社会学概念を使っているし、社会環境を本格的に行動型分布に使った最初のものであると。また生態学派の非行仲間集団の概念(個々の非行者の自然の)にグループ治療の先駆を、今日の非行集団処遇のやり方(そのまゝの)の発想を生態学派に「よとめ」(Korn & McCorkle, 19.)。

H・マンハイムの態度はサザーランドの「分化的接触説」の評価とも関連しようが、あまりに一方的であろう。アノミー論の伝統に属する諸理論も、残念ながら、ショウワーマックケイ等の理論をマンハイム程に低く評価しうる程度に充分なものではない(生態学的アノミーの最近の発展については、H. Jones, *Crime and the Penalty*)。 (System, pp. 82-86; Reckless, *The Crime Problem*, pp. 126-134.)

(15) ショウワーマックケイ等の見解は、後で述べるように、今日の諸見解の萌芽を多く含んでいた。従ってここで批判されねばならないことは、「社会解体」論に依っていた点だけである。「社会解体」論に依っていたのであるから、「生態学派は多かれ少なかれ犯罪を、社会変化の正常で不可避的な副産物と考えていた」(Korn & McCorkle, *Criminology*) としていたり、ショウワーマックケイが非行下位文化という概念をとらなかつた理由を「非行を地域社会の生活の……ノーマルな部分と見ていた」ことに求めたり(J. Short, Jr., *Introduction*,) することは疑問である。
(*op. cit.*, p. xii)

「社会解体」論の批判の要約は Clinard, *Sociology of Deviant Behavior*, pp. 41-44. など、cf., H. Jones, *Crime and the Penal System*, pp. 101-103.

(16) 最初に「分化的接触説」を公式化した「犯罪学原論」第三版(一九三九年)では、「分化的接触説」の第七命題で次のように言っている。「社会解体は組織的犯罪行動の基本的原因である」(Caldwell, *Criminology*, p. 212; Korn & McCorkle.)。 (Criminology and Penology, p. 298 参照)。

第四版以後は「分化的接触説」の定義には「社会解体」という言葉は使われていない。しかし、「分化的接触説」を展開する章で(第四章「犯罪行動」)、定義のすぐ後で次のように言う。「犯罪率の説明は人の犯罪行動の説明と首尾一貫しなければならぬ。なぜなら、犯罪率は集団において犯罪を犯す人の数と頻度の要約的表現であるから。この視点から犯罪率を説明するものの中でもっとも秀れているものの一つは、高い犯罪率が社会解体のせいであるとするとするものである」と。従つて、サザーランドが「社会解体」という概念を拒否したとするクロワードの表現は——少なくとも形式的には——言いすぎである。(Croward, *Ill-Means, Anomie, and Deviant Behavior*, *American Sociological Review*, vol. 24, p. 170.)

しかし、クロワードは実質的には誤っていない。サザーランドは前引の文章に続いて次のように言うからである。『社会解体』という術語は完全に満足できるものではない。『分化的社会組織』という術語に代えることが望ましいと思われる。この理論が、名称に構わず、依っている主張は、犯罪は社会組織に根ざしており、その社会組織の表現であるということである (Sutherland-Cressey, Principles of)。『本当は、人に対する影きようがかなり不調和で首尾一貫していない社会状態(これが Criminology, 6th ed., p. 80. 一般に「社会解体」(social disorganization)あるいは「社会的無組織」(social unorganization)と呼ばれる……筆者)はそれ自身、一種の社会組織なのである』(Sutherland-Cressey,)。 (op. cit., p. 84.)

なお、サザーランドは「分化的集団組織」という表現も使っているが、社会組織が「人間がたがいに接触していることの構造的な側面」をさす言葉 (G・B・ウォルド (西村 訳) であることを考えると、「分化的社会組織」と同旨または布敷と言つてよい (Sutherland-Cressey, op. cit., p. 85; Sutherland, in :)。 (Cohen et al. (ed.), Sutherland Papers, p. 21. 犯罪学、一七三頁)

(17) サザーランドの「ホワイト・カラーの犯罪」理論に対しては極めて高い評価を与えながらも (H. Mannheim, Comparative) 彼の「分化的接触説」に対しては全く低い評価しか与えないのは H・マンハイムである。マンハイムに限らず、「分化的接触説」に対する批判は大別して二種類に分けることができる。第一は「分化的接触説」の単一因子説の側面に対するものである。この種の批判は極めて厳しい調子のものが多い。たとえば、S・グリック、H・マンハイム、R・コールドウェルを見よ (S. Glueck, Theory and Fact in Criminology, in : S. Glueck (ed.), The Problem of Delinquency, pp. 251-252; H. Mannheim,)。この意味 (Comparative Criminology, vol. 1, pp. 8-9; R. Caldwell, Criminology, pp. 212-213) 『犯罪学』の表現が、この意味 の批判の核心は正当である。

第二の種類の批判は「分化的接触説」の具体的主張の当否・経験的検証の可能性に関する。もつとも、第一種の批判において非常に厳しいグリック、マンハイム、コールドウェルは第一種の批判の点でも厳しいから、両者の批判は相互に関連しているとも言えよう。サザーランドの主張は誤解される位が多々 (cf. D. Glaser, Criminology: Theories and Behavioral Images,) 批判も

にとつても支持しうる。このように広い意味に「学習」という言葉を使うことは「熟考された教えが教えられ、学ばれる」という意味を減ずるし、社会学者と精神医学者の概念の大きなミソを隠して意見の一致という誤った印象を与える。しかし、このアプローチは関係分野の間で、概念・考え方の自由かつ建設的交換を許す点で承認しうると(Dr. H. P. D.)。従つて「心理学者たちは、この理論を皮相なものだとして退けている」というメーゾの無限定な表現は支持できない(な犯罪者か、一三三頁)。

(Ⅲ) 逸脱行為の社会学のもう一つの潮流はデュルケーム||マートンに始まるアノミー論の伝統である。デュルケームは一八九三年の「社会的分業論」の第一版で「アノミー」という言葉を使ったが、この概念を十分に展開したのは一八九七年の「自殺論」である(「自殺論」刊行後の、「社会分業論」第二版(一九〇二年)の「職業集団に関する若干の考察」と題する序文で。はかなり詳しくアノミーについて論ずる。デュルケーム(小関訳)・社会的分業論(五版)一七二―一七三頁)。

デュルケームのアノミー論を「自殺論」(邦訳は宮島訳のもの(中央公論社刊)によつて見よう。「どんな生物もその欲求が十分に手段と適合していかないかぎり幸福ではありえないし、また生きることでもできない」(邦訳二〇二頁。以下の引用は特にこと。動物の場合は「自動的な自発性にもとづいてこの欲求と手段の均衡が生まれている」、この均衡がいわば「生物体の構造のなかにも刻みこまれてい」る。ところが人間の場合は別である。「人間が正当に追求することの許される幸福、快適さ、ぜい沢の量」については「人間の肉体的構造のなかにも、心理的構造のなかにも、このような欲求傾向に限界を画してくれるものはない」。「人間の感性は、それを規制しているいっさいの外部的な力をとりさつてしまえば、それ自体では、なにももの埋めることのできない底なしの深淵である」。「肉体の欲求にたいして有機体の演ずる役割と同じような役割を、精神的欲求にたいして演ずる、一つの規制力が必要となるのである」。この規制力は外部の、正当とみとめられるものでなければならぬ。この規制的役割を果せるのは社会だけである。「社会が混乱におちいったときは、……しばし社会はその活動(個人にたいする規制)を行使することができなくな

る。

デュルケームは「アノミーが慢性的状態にあるような社会生活の一領域」として「商工業の世界」をあげる。「繁栄が増すので、欲望も高揚するというわけである。欲望にたいして供される豊富な餌は、さらに欲望をそそりたて、要求がましくさせ、あらゆる規則を耐えがたいものとしてしまうのである。まさにこのとき、伝統的な諸規則はその権威を喪失する」。このような状況の下に無規制あるいはアノミーの状態が生ずる。「……産業は、それに優越したある目的のための手段であるとはみなされず、かえって個人および社会の至上の目的となつてしまつた。こうして産業によつてあおりたてられた欲望は、それを規制してきたあらゆる権威から身を解き放つことになつた」。このようにして沸とうさせられ、とどまるところを知らない欲求と社会的規範との慢性的不統合状態、その結果としての欲求の脱規制状態を、デュルケームはアノミーと呼んだ。デュルケームのアノミー概念は、社会的文化的構造の特質をさすものであり、まさしく社会学的概念であつた。⁽¹⁹⁾

このアノミー概念に全く新しい定義と意義を与えたのは、R・マートンである。無批判にデュルケームとマートンを同一視することは、デュルケームの限界とマートンのアノミー論の意義を認識していないことを意味する。この意味では、マートンを高く評価するH・マンハイムでさえ不十分である(H. Mannheim, *Comparative Criminology*).

たしかに、デュルケームのアノミー概念は社会的文化的構造に着目していたけれども、アミノ状態が「階級の上下をとわず」存在する——さらには「もつとも手ひどくアノミー状態に冒されているのは、おそらく雇主だからである」とさえ言った——とした点、構造に充分に結びつけていない点で、マートンのそれとは異なる。⁽²⁰⁾

マートンが文化的目標(文化的に規定され、社会の成員にたいして正当な目標として掲げられたもの)と制度的規範(これらの目標を達成するための、一般に承認された仕方を規定・調節・統制する規範)の二要素を、社会的

文化的構造の重要な要素とする（邦訳一三三頁。以下の引用は、よくにこ。この両要素が互いに「恒常的關係」をもつとは限らない。両要素は無關係に変化する。社会のなかには、「特定の目標の価値があまりにも強調され、場合によってはそれだけが強調されて、これらの目標を達成するために制度的に規定された手段については、それに比してほとんど無関心なことがある」。第二に、「元來手段的なものと考えられた活動が変じて、それ以上の目的をもたない自足的な慣行と化しているような集団」がある。この場合には、「ひたすら同調することだけが中心的価値となる」。この二つの「非統合的文化」の「極端なタイプ」の間に「文化的目標の強調と制度的慣行の強調とが大体においてバランスを保っている社会があつて、それが統合的な比較的安定した（変化はするが）社会をなしている」。

「常規を逸した行動は、社会学的に見れば、文化的に規定された志望とこの志望を実現するための、社会的に構造づけられた通路が結びついていない兆候だといえよう」。「逸脱的行動が大規模に生ずるのは、つぎのような場合にほかならない。すなわち、一方では、文化的価値体系が、一般の人々に対して一定の共通な成功目標を事実何にもまして賞揚しながら、他方、社会構造上では、大部分の人々に対して、かような目標達成のための是認された道が厳しく制限されたり、全く閉ざされている場合である」。マートンは「文化的目標」と「制度的規範」の不統合を「アノミー」と呼んだのである。文化構造（特定の社会ないし集団の成員に共通な行動を支配する規範的価値の組織体）の要求する行為・態度を社会構造（社会または集団の成員がさまざまな仕方でかわりあう社会關係の組織体）が阻んでいるとき、アノミーが生ずる。

もっともこれだけが「アノミーの社会状態をもたらす唯一の過程であるということ」ではない。また「……アノミーの理論は、通常、犯罪行為とか非行とか呼ばれている逸脱的行動形式のすべてを説明するのではなく、その一部を説明しようとしたものである」。マートンのアノミー論は「どうして或る種の社会構造がその社会の一部の人

々に特定の圧力を加えて、同調的行為よりもむしろ非同調的行為をとらせるか」を問題にする。つまり問題とされるのは「逸脱的行動の比率の変化であつて、その行動の個別的事例ではない」。われわれにとって問題である犯罪・非行——マートンの用語でいえば「革新」(innovation)の大部分と、「逃避主義」(retreatism)・「反抗」(rebel)の一部——は上層の人々にくらべて下層の人々に多い。ここにマートンによる、「階級的差別」・壁の指摘がある。それはまさしく「平等主義イデオロギー」(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 503)・「開放階級社会」イデオロギー(宮島藩・論への現代的視角—デュルケム理論と現代)「思想」一九七〇年一月号、三二頁)が強調されていながら、現実存在する不平等・差別の谷間に置かれた人々の、「社会的状況」に対する「正常な反応」——心理的にも「正常な行動」——にすぎない。マートンのアノミー論は、この点でデュルケムのそれとは決定的に異なる。

さらにマートンのアノミー論では、デュルケムのそれが「危機的状況」の下での社会状態を考えていたのに対して、普通の、日常的な条件の下でのアノミーを考えることによって、逸脱行動の常態性が、別の面から明らかになる(ここで、デュルケムが機性的な、欲望の沸とう状態を指摘していたことが想起される。しかし、この点でもマートンの叙述は。参照折原浩二「疎外による苦悶の分析」現代社会学講座Ⅵ、第三章九八頁)。

マートンのアノミー論は、その社会学的立場と理論的精度・実証性の限界があり、また多くの批判があるけれども、⁽²²⁾「階級志向の理論」(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 503. マンハイムは「階級志向理論」と「階級を志向し級志向理論の土台を準備するのを助けた」ものと区別する(H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, p. 532))として正しい方向性を示すと言えよう。

マートンが逸脱行為の正常性を強調していることは、「社会解体」論の解釈を前述したように考えるならば、マートンが「社会解体」論をとっていないことを意味する(メイズ、われらみな犯罪者か、二八頁、岩井、犯罪社会学の諸理。このこと論・犯罪社会学(橋本、那須編)、九頁は「社会解体」論とする)。このことは、マートンの叙述からも読みとれる。たしかに、マートンは「不統合」な社会について語っているが、その社会

は、まぎなく「不統合」に組織されているのである(同註、Sutherland-Cresser, Principles of Criminology, 6th ed., p. 84, メーヌ・フアンズをつけ加えた)とする。疑問である)。

(19) マートン (森他訳)・社会理論と社会構造 一四九頁。E. D. Jaffe, Family, Anomie and Delinquency: Development of the Concept and Some Empirical Findings, British Journal of Criminology, vol. 9, 1969, p. 376.

アノミー概念は「決定的に重大であるけれども、しばしばあまりに漠然と定義され、あまりに気前よく適用される言葉」である(H. Mannheim, Comparative Criminology, vol. 2, p. 501.)。アノミー概念のもっとも一般的な解釈は語源に忠実に「個人と他者の間に十分な道德的関係を成立させることのない、あるいは欲望充足が無制限にゆるぎされているような、規範の不明確な、葛藤をばらんだ、あるいは不統合的な状態」(Mitchell (ed.), A Dictionary of Sociology, 1968, p. 7.)とであろう。

アメリカではアノミー論はマートンのものを主流とせず、むしろ心理学的なそれが主流と言えよう。この点は「疎外論」においても、事情は同様である(北川隆吉「疎外論の現代的意味」・現代社会学講座Ⅳ、七一九頁、一三頁の註(1))。アノミーの心理学的な概念をD・リースマンとほぼ同時に規定したマッキンバーは言う。「アノミーとは、個人の社会的凝集感——人の志気の主要な動機をなすもの——が破壊され、または致命的に弱まった心的状態である」(R. Maciver, The Ramparts We Guard, 1950, pp. 84, 85.)。

社会的文化的構造の特質として、アノミーを考えるとしても、一定の心理的結果をもたらすことはたしかであろう。しかし、そうだからといって、アノミーを心理学的概念とすることは、社会構造、文化構造のひずみを隠蔽し、ことを個人の心理、行動の面で解消してしまうという作用をもつ。

(20) デュルケームの限界を認識することがまず必要である(参照、折原浩「デュルケーム社会学の」・保守主義的性格、社会学評論七六号)。デュルケームは「一定の合理性をそなえたブルジョア共和派のイデオログ」として、アノミー状態を危機と把握し、直接的な原因を、産業界について言うならば、「職業道德」が確立されていないことにあるとする。「職業道德」の内容としては「あらゆる種類の俸給生活者がその

使用者に対して示すべき誠実と献身」、「使用主がその経済的優位を利用して守るべき節度」が主要な事とされており、まさしく労使協調主義的思考であった。ここに彼の保守的性格が示されている(デュルケム(小関訳)『社会的分業論』一七二頁)。
 デュルケムが非常に熱心な「同業組合」論者だったことはよく知られている(デュルケム・社会的分業論「一七三頁」)。しかし、だからといってデュルケムが「政治的にはむしろサンジカリズムの思想に近かった」(尾高邦雄・「デュルケムとジン」とまで言うのは、言いすぎであろう。デュルケムの真価は「実証主義者」として——ブルジョア共和派にコミットしながらも——時代の矛盾を経験的事実として認識し記述したところにある(デュルケムの限界を要約的に示した)。
(ものとして宮島前掲論文を参照せよ)。

アノミー概念の理論化においても、デュルケムは欲求と社会的規範との不統合状態、脱規制状態という経験的事実、商業における異常な欲望の沸とう状態という事実を指摘したにとどまるとも言える。従って、クロワードが次のように言うのは、引用箇所を明示していないが、疑問である。「……逸脱行動への圧力は、人の欲望がもはや充足される可能性にマッチしていない時に、展開すると述べられていた」(Cloward, *Illegitimate Means, Anomie, and Deviant Behavior*, vol. 24, p. 166)。²¹⁾

(21) マートンの社会学的立場については、前掲宮島論文と清野正義・「機能主義と社会変動」・講座現代の社会学Ⅳ、第五章参照。理論的精度・実証性については、註(22)引用の批判文献の他に、cf., Dubin, *Deviant Behavior and Social Structure: Continuities in Social Theory*, *American Sociological Review*, vol. 24, pp. 147—164; Cloward, *Illegitimate Means, Anomie, and Deviant Behavior*, op. cit., pp. 164—176; A. Cohen, *The Sociology of the Deviant Act: Anomie Theory and Beyond*, *American Sociological Review*, vol. 30, pp. 5—14。これに対しては、マートンの前掲書第五章及び R. Merton, *Conformity, Deviation, and Opportunity-Structures*, *American Sociological Review*, vol. 24, pp. 177—189。

(22) マートンのアノミー論に対する批判としては P・タツパン II R・コールドウェルのものと、M・クリナードのものを検討すれば充分であろう。

タッパンは言う。アメリカ社会では犯罪は組織だった行動パターンであるが、だからといってアメリカ社会が「犯罪文化」、「病める社会」というわけではない。富とそれに伴う威信・権力への欲望がいかなる社会経済的地位にある者にも存在するという仮説は、「二〇世紀中期においては」ますます正確さを失いつつある一般化である。現在の社会経済的体制は下層及び下層中産階層に受け入れられて来ており、彼等の大多数は多少の不満はあつても、階級組織の制限に対して戦うことの愚を知っている。福祉国家、強力な組合主義、文官的責務の増大は「普通の人」をして、自分は並である、より以上にならうとすべきではないと考えるようにさせて来ている。彼等は現状に満足している。だから、この階層には犯罪も他の不満行為も減少するであろう。中流の中、中流の上の階層にとっては事態は別であり、このことが神経症・アル中・自殺とともに、「予期せぬ」犯罪を惹起する。最後にタッパンは、アメリカ文化の無規範性の主張を誇張とし、その証拠として、人間の生命と自由の尊重をあげる (P. Tappan, *Crime, Justice and Correction*, pp. 168—183)。コードウェルの批判もタッパンの批判と実質的に同じであるが、さらに階級の同質性・連帯性に反する要素として各人の個性とパーソナリティをあげる (Caldwell, *Criminology*, p. 192。)

マーソンのアノミー論は逸脱行為の率の変化を説明しようとするものであり、しかも逸脱行為の一部を説明しようとするものである。さらにマーソンは社会が成り立っている以上、どの階級でも同調行動が多いことを認めている。従つてタッパンⅡコードウェルのマーソン解釈は、少くとも正確ではなく、批判も当っていない。タッパンの叙述を見ると、マーソン批判を裏切っているように思える。

さらにタッパンの論拠は、犯罪減少の推定はいうまでもないが、いづれも、同じアメリカ人の叙述によって否定されている。パンズ・バックカードの一連の著作とガルブレイスの「豊かな社会」あげるだけで充分であろう。

次に、クリナードのアノミー論批判に移ろう。クリナードはアノミー論の批判を六点にまとめている (M. Cloward, *Sociology of Deviant Behavior*, pp. 158—161)。第一は、アノミー論は逸脱行為が下層階級に不均衡に多いという仮定に完全に依っていること。第二は現代の複雑な産業社会では、普遍的に承認されている文化的目標は明らかにし難いこと。第三点は、アノミー論が逸脱行動を説明す

る重要な要素として、社会構造における位置を強調していること。第六点は、アノミー論にもとづく適応型の一つである「逃避主義」の説明が、正確でなく、単純にすぎることである。これらの批判は、アノミー論の不正確乃至誤った理解によるものであり、クリナードの叙述も説得的とは思われない。マートンの前掲書第四—五章及び前註(21)引用のダビン、クロワード、コーエン及びマートンの論文を見れば充分であらう。

ただ第四点と第五点は評価しよう。第四点は言う。「この理論は誰が『逸脱者』であるかを定める社会統制の重要な役割、すなわち逸脱者というレッテルがどのようにして、ある人間にはられるかということを大部分無視している」と。第五点は言う。「アノミー論は社会的行動、社会的役割、自己観念の特質を認識していない」と。これらはいづれもコーエンが指摘している点である(A. Cohen, *The Sociology of the Deviant Act: Anomie Theory*)。マートンもこれらの批判を受け入れている(マートンの前掲書第五章)。今後の検討がまたれる。しかし、注意すべきことは、コーエンの批判はアノミー論を否定する意味で行われたものではないことである。この点クリナードはアノミー理論の否定ではなしに「評価・「限界」という表現を使いながらも、実質は否定である。

(Ⅳ) 本節を終る前に、紙数と準備の都合上ごく簡単にはあるが、いくつかの点に触れておかねばならない。

第一には、デュルケーム||マートンのアノミー論の伝統に連らなる「非行下位文化」(delinquent subculture)の理論についてである。ショートは「ショウとマッケイはどうして『非行下位文化』という概念を思いつかなかつたのかと不思議に思う人もいよう」という(J. Short, Jr., *Introduction*, p. xii, 註1)。しかし、「非行下位文化」概念の導入はA・コーエンを待たねばならない。ショウ||マッケイの叙述はマートンを引用していないが、マートンのアノミー論の叙述に近いアプローチは見られる(Shaw & McKay, *Juvenile Delinquency and Urban Areas*, 1942, pp. 160—163, cited in: J. Short, Jr., *Introduction*, op. cit., pp. xxxix—xl)。

点についてもA・コーエン以後の展開を待たねばならなかった。

A・コーエンはW・ホワイトの研究とショウ・ストラッシャーの研究に依りながら、非行下位文化の発生について論ずる(A. Cohen, *Delinquent Boys: The Culture of the Gang*, 1955, p. 18)。それは「文化伝達」論や「分化的接触」論が、すでに存在するものの伝達・学習しか考えていないという限界を指摘する。コーエンの「非行下位文化」の理論が、「非行地域」が組織されている面を指摘・展開したW・ホワイト(W. Whyte, *Street Corner Society*, 2nd ed., 1955, pp. 151-161, pp. 653-661)の考え方と、R・マートンのアノミー論の伝統に負っていることは——マートンへの言及は極めて少ないが——明らかである。しかし、コーエンがマートンの「原子論的で個人主義的」な立論にあきたらなかったことも事実であろう。マートンは一九三八年の論文(R. Merton, *Social Structure and Anomie*, *American Sociological Review*, vol. 3, 1938, pp. 672-682, 前掲書の第四章)において、各々の人間が、他人が何をやっているかに関係ないかのように、自分自身で、自分の解答を選びだすように論じられていたからである(この点で今日のマートンの立場はことなることに注意)。そこでコーエンは、「集団的な解決であつて、私的なそれではない解決」を生む「非行下位文化」を考えたのである(A. Cohen, *Delinquent Boys*, pp. 49-72; A. Cohen, *The Sociology of the Deviant Act*, op. cit., pp. 7-9)。

このA・コーエンの「非行下位文化」の理論はマンハイム等が言うように「非行ギャング」集団にのみ妥当するものではない。コーエン自身言っているように、ギャングのような「機構的連帯」(mechanical solidarity)とは違う、「有機的連帯」(organic solidarity) (たとえば隣人とその客のように、逸脱行動とともに関与するけれども、各人のかかえる問題も逸脱行為の性質も違う。しかししばしば分業で各々の利益につかえる場合)をも説明しよう(A. Cohen, *The Sociology of the Deviant Act*, op. cit., p. 8)。

A・コーエンの「非行下位文化」の理論に対して、クロワード・オーリンは独自の理論をたてる(R. Cloward & L. Ohlin, *Delinquency and Opportunity: A Theory of Delinquent Gangs*, 1960)。コーエンは下層階級の少年が全て非行少年になると言っているわけではない。コーエンは下層階級の少年の適応型を——ホワイトにならうって——“corner boys”と“college boys”に分け、ならに

「corner boys」の適応型を△安定した corner boy 型の反応▽と△非行型の解答 (delinquent solution)▽に分ける。この「非行少年」について、コーエンは言う。「非行下位文化の品質証明は、中流階級の基準の、あけすけで全面的な拒否と、その全く反対の立場の採用である。」と (A. Cohen, *Delinquent*)。

クロワード・オリンは、マートンのアノミー論とショウ・マッケイの文化伝達論、サザランドの分化的接触論を結びつけて「分化的機会」(differential opportunity) 論を提示して、コーエンを批判する。クロワード・オリンは言う。下層階級の少年は、コーエンが言うように中流階級の基準に対して、アンビヴァレントな態度を示さないし、中流階級の地位を達成しようとはしない。彼等は下層階級の下位文化の中で理解される意味での成功を達成しようとする。それは経済的成功であり、金である。クロワード・オリンにとって決定的問題は、問題の個人が自分を非難するか、社会を非難するかである。後者は、平等に対してリップ・サービスをしながら、現実には平等でない社会で起る。その場合に、個人は非行にはしる。クロワード・オリンは「非合法手段」を学び・利用する機会にも差別があることを強調し、マートンの理論を補充する (Howard & Ohlin, *Delinquency and Opportunity*, *Deviant Behavior*, *American Sociological Review*, vol. 24, pp. 164—177.)

「非行下位文化」の理論はフィールド・ワークの資料にささえられたものではなく、また多くの見解を一まとめに総称するものであり、今後の検討にまつところが大である。

また、なんといつてもアメリカ生まれの理論であるから、各々の国に適用出来るかどうか、実証的に検討してみなければならぬ (イギリスの Downes, *The Delinquent Solution*, 1965; H. Mannheim, *Comparative*)。

しかし、「階級志向」の理論として、正しい方向性をもつと言えよう。⁽²³⁾

この「非行下位文化」の理論は、顕在的に非行にはしる者は少数であっても、その背後に、多数の、この非行者

を勇気づけ・支持する者がいることを指摘する (H. Mannheim, *Comparative Crim.*。その意味でも犯罪・非行の常態性になじむ理論と言えよう。

第二は、犯罪・非行の心理学的問題である。犯罪者・非行者は心理学的に見た場合正常であろうか。この問題の解答は理論的にも、現実的にも、多くのハンディキャップを負っている。理論的な面について言うならば、心理学的な正常性乃至精神的健康という概念は価値概念であり、しかも「適応」可能性が決定的役割を演ずるから、全ての人を満足させるような判断は期待出来ないと思われる (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, pp. 284—285; B. Wootton, *Social Science and Social Pathology*, 1959, p. 218; G. Newman, *Journal of Criminology*, vol. 10, 1970, pp. 66—69)。また状況の異常性との関連で異常な反応こそ正常と言う場合も考えられよう。

理論的な面では、さらに、異常な、情緒的混乱と、われわれの全てが、多かれ少なかれ影きょうを受けている葛藤・不安を区別することが困難なこともあげられよう (H. Jones, *Crime and the Penal System*, p. 88)。

現実的な面で言えば、正常な犯罪者の心理学は、異常な犯罪者に研究と関心が集中していたために、今まで無視されて来たこと。従って、理論の立遅れが明らかなこと。今日においてすら、この二つの、歴史的ハンディキャップの影きょうは無視出来ない (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, pp. 282—283)。

犯罪・非行の多くが、社会的文化的構造、社会それ自体の圧力に対応して現われる、期待どりの反応という意味で、正常であることは、これまでの叙述から明らかになった。また、動機や価値や欲求や目標が、遵法的市民のそれと同じであるという意味でもノーマルである (サザーランドの「分化的接触」論、マートンの「アンミー論」)。

非常に多くの人々が、現実的にか、可能的に、犯罪・非行を犯かしたことがあるという意味でも、犯罪・非行はノーマルである。

慢性的・持続的な犯罪者の行動でさえも、大部分はありふれており、遵法的であること (Farr-England, Jr., *Criminology and Penology*, pp. 319-320) 非行少年の多くが成年に達し、結婚し、就職すると普通になること (マッコーナ等は「少くとも六〇歳で」W. McCord, J. McCord & Zola, *Origins of Crime*, 1939, cited in: W. McCord, *Psychological Aspects*, in: *Delinquency, International Encyclopedia of the Social Sciences*, vol. 4, p. 88; Gibbens & Ahrendt (ed.), *Cultural Factors in Delinquency*, p. 96) から見ても、犯罪・非行はノーマルであるとしか言いようがない。

以上のことから、犯罪・非行の多くは心理学的にもノーマルであると結論出来よう。そこで今日では、各々が異なり、各々が別のパーソナリティ特徴をもつ、非行者の類型に注目するようになった⁽²⁴⁾。

この類型論は大別して、「正常な」非行者と「異常なまたは正常でない」非行者に分けられている。W・マッコードは「社会化された非行」、「神経症的非行」、「精神病質的非行」に分け、リンドスミス・ダンハムは「社会的犯罪者」と「個別化された犯罪者」に分けている (W. McCord, *Psychological Aspects*, op. cit., pp. 87-89; A. Lindesmith & H. Du-Problem, pp.)。そして「社会化された非行」・「社会的犯罪者」すなわち、「正常な」犯罪者・非行者が大部分であると言う (メース・われらみな犯罪者。Caldwell)。

この結論は遺伝・精神病・神経症・精神病質・精神薄弱と犯罪・非行の関係が今日、否定的乃至消極的に評価されていることによって——消極的な形において——支持されよう (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 1, pp. 242-281)。

(23) 「非行下位文化」の理論として、クロワード・ロオリンが批判しているものは、T・パソンズの男性的役割との同一視の理論、青少年期の危機理論 (H. Bloch & A. Niederhoffer, *The Gangs*)、W・ミラー、W・クヴァラシウスの下層階級文化の理論 (W. Miller, *Lower-Class Culture as a Generating Milieu of Gangs*)、クロワード & オリン、検討の文獻については cf., Downes, *The Delinquent Solution*, pp. 270-274.

「非行下位文化」の理論に対して、「状況」という、社会的文化的構造に深く根ざしていかない要素によって、非行行動を説明しようとする考え方 (the situational delinquent) がある。この傾向の者としては、前記のブロッホ・ニーダーホッフ、D. マツァ (D. Matza, *Delinquency*)、ブリブーン・ジュリアンソン (Briar & Piliavin, *Delinquency, Situational Inducements, and Commitment to Conformity, Social Problems*, vol. 13, pp. 35-45; Piliavin, Vadium & Hardeck, *Delinquency, Personal Costs and Parental Treatment: A Test of a Reward-Cost Model of Juvenile Delinquency*, *Journal of Criminal Law, Criminology & Police Science*, vol. 60, pp. 165-172) 等々が中心である。

その他、レマーテの二次的逸脱論と関連する諸理論 (Lemert, *Human Deviance, Social Problems and Social Control*, 1967; A. Co. (1967), *The Sociology of Deviant Act*, op. cit., pp. 5-14; 又、トランブ (1967), *Reckless, The Process and Gang Delinquency*, 1965) レックレスの抑制理論 (Crime Problem, 4th ed., 1967) 等々をあげて多様である。

(23) Quay, *Personality and Delinquency*, in: H. Quay (ed.), *Juvenile Delinquency: Research and Theory*, 1965, pp. 139-169. など、cf., A. Lindesmith & H. Dunham, *Classification of Criminals*, in: Vedder et al. (ed.), *Criminology—A Book of Readings*, pp. 81-89; Korn & McCorkle, *Criminology and Penology*, pp. 142-156; Reckless, *The Crime Problem*, pp. 279-298.

従来は犯罪者の各々がどのように異なるかということよりも、犯罪者は非犯罪者とのように異なるかが問題とされ (Korn & McCorkle, *Criminology and Penology*, pp. 316-318) し、しかも、パーソナリティ特徴では区別出来ないとされていた (K. Schuessler & Tait-England, Jr., *Criminology*, 4th ed., p. 80)。

Personality Characteristics of Criminals, in: Vedder et al. (ed.), *Criminology—A Book of Readings*, pp. 59-68.

六 (一) われわれはこれまで、E・デュルケムに発する常態性という視点で犯罪現象を見て来た。いうまでもないことだが、犯罪・非行の多くはノーマルな現象であり、犯罪者・非行者の多くもノーマルであると主張することは、異常な犯罪・非行、異常な犯罪者・非行者の存在を否定することを意味しない。それはたしかに存在す

る。ただ、犯罪・非行、犯罪者・非行者の多くはノーマルであるというのである。さらにここで注意すべきは、ノーマルな犯罪者・非行者による異常な犯罪・非行、異常な犯罪者・非行者によるノーマルな犯罪・非行がありうるから、両者を区別しなければならないことである。この点をE・デュルケームは明確に意識していた(Korn & Minolov and Penology, 1967, pp. 271-276.)

E・デュルケームも前述のように異常な犯罪者・非行者を認めるけれども、社会学的事実と心理学的事実の違いを強調することによって、犯罪・非行の常態性を主張する。しかし、それでは、社会学の意味で、犯罪・非行はどんな場合にも異常ではないのだろうか。

デュルケーム自身、「みずからの理論的見解の自家撞着にはつきりと気づいていた。彼は次のように主張した。

『犯罪がノーマルなのは、犯罪の発生が一定の水準に達し、かつそれをこえない場合においてだけである』と(ド・メーズ、われらみな犯罪者か、九〇頁、デュルケーム(田辺歌・社会学的方法の基準、一六一頁)。すなわち、社会学の意味においても正常から異常への推移はあるのである

(同註、H. Mannheim, Comparative Criminology, vol. 1, p. 284.)

ただ、デュルケームはこの「水準」を決定するメルクマールを明らかにしなかった。犯罪・非行はすべて悪いことであるから完全に排除せよ(勿論実際は不可能であろうが)という態度は単純すぎるし、「水準」を決定することは不可能(ド・メーズ、われらみな犯罪者か、三三三頁乃至解答不可能(H. Mannheim, Comparative Criminology, vol. 1, p. 284)といってしまえば)ことがすむわけではない。

ロベス＝レイは「犯罪はいつもの社会現象だから、犯罪を『合理的な』限度まで減少させることは可能であるが、根絶することはできない」という(同頁、ド・メーズ、われらみな犯罪者)。そして「合理的」とは、ある国がひどく混乱さ

せられることなく、耐えうることと理解し、犯罪学がその程度を決定すべしという(M. López-Rey, Some Analytical Considerations on Criminology and Criminal Justice, in: A. Merzen (Hrsg.), Kriminologische Aktualität, 1965, pp. 36-37, 44. Cloward, Sociology of Deviant Behavior, 1966, p. 44. 著者は「メイズ」が、犯罪学を「犯罪学」を別として、大体同義と見なしている)。

しかし、このロベスレーイの考え方も、また、解答とはなりえない。まず、耐えうる程度を決定することを犯罪学の「もっとも緊急の仕事の一つ」であるとするが、これは——たしかに犯罪学も一定の寄与をしうるけれども——犯罪学に対する過大の期待ではないだろうか。

混乱が「ひどい」かいなか、犯罪の量が「耐えうる」程度かいなかは、現実に機能している社会を維持する立場に立つかいなか、問題となっている行為の質・量に対して、あるいは「法と秩序」に対してどのような態度をとるかにより、判断が異なる。

このような論議の迷路は、実は常態性ノーマルなという概念そのものに用意されている。デュルケムは常態性はある社会組織に相対的なもの、ある社会的枠組において普通で典型的なものであるとして、常態性の絶対的定義を拒否する(デュルケム(田辺訳)・社会学的方法の基準、一五七頁。Komu。)したがって、このように定義される常態性には判断者の価値観の影きょうを否定しえない。

この点は個々の犯罪者に関しても同様であり、精神的健康、すなわちノーマルな人間という判断には判断者の価値観が浸透しており、特に社会の価値に「適応」できるかいなが、判断において決定的役割を演じている(B. Wooton, Social Science and Social Pathology, 1939, p. 218. G. Newman, Normality。)われわれは「適応」をどのように評価すべきであろうか。この点と関連して、「社会的葛藤」について、まず考えて見よう。

(II) 「われわれの現代産業社会の……一つの特徴は、内部的な葛藤の生じる度合が高いことである」(幻・われわれの犯罪者、一〇三頁)。葛藤と犯罪・非行の問題を理論的に解明した代表的犯罪学者として T・セリンと G・ヴォルドを挙げることに異論はあるまい。

T・セリンは一九三八年に「文化葛藤と犯罪」を書き、行為規範の葛藤という視点で犯罪を分析した。セリンは

いう。全ての人にとって自分の所属集団の見方からみて、ノーマルな（正しい）反応の仕方と異常な（誤った）反応の仕方がある。この規範は規範を作った集団の社会的価値によっている（Th. Selin, *Culture Conflict and Crime*, 1938, p. 303. 注：同書二八頁の次の文章に注意「誤解を避けるために、ノーマルな行為と異常な行為という代りに、すなわち、ある行為規範」と致した行為又は逸脱した行為というのがもっともよいかも知れない」。「行為規範とは……規範的集団内（又は、に關する）地位によって定められる、特定の類型の人間が、ある状況である特定の仕方で行為することを禁止し、そして逆に命令する規定である」(Th. Selin, op.)。

行為規範の葛藤は文化葛藤という、より基本的な過程の産物であるとして、セリンは一次的文化葛藤と二次的文化葛藤を区別する。一次的文化葛藤の例としてセリンはニュージャージー州で一六才になる娘の誘惑者を——シリ島の伝統に従い家族の名誉を守るために——殺し、それが「犯罪」であることを知って驚いた、シリ島生れの父親の事件をあげる。これはことなつた文化体系又は地域から生じた文化葛藤であり、一次的文化葛藤である。

二次的文化葛藤は「社会的分化の過程から当然生ずるものである。社会的分化の過程は各々が、人生の諸状況についての固有の定義、社会関係の固有の解釈をもち、他集団の社会的価値を独特な仕方で見無視又は誤解する、無数の社会的集団化を生み出す。ある文化が同質的でよく統合されたタイプから、異質で不統合なものへ変ることは、それ故に、葛藤状況の増大を伴う」(Th. Selin, op.)。

セリンの理論には難点があり、⁽²⁵⁾「文化」概念の不明確さから、第一次的文化葛藤と第二次文化葛藤の区別が常に明らかでない。しかし、「ホワイト・カラーの犯罪者」についてのスペンサーの指摘のように、社会構造と個々の行為者をつなぐものとして「行為規範」という視点は有用である。スペンサーのレイヒル刑務所の研究にみるように、職業生活の規範に完全に適応する者がよいとはいきれない^(参照)。セリンは犯罪および刑罰の「定

義」における「支配的利益集団」の役割を認識しているが、問題を犯罪学の対象という視点から扱ったために、充分に展開することが出来なかつた (Tr. *Sailing*, op. cit., pp. 19-32)。従つて、セリンにとつて葛藤は現代社会にとつて「自然のなりゆき」であつたけれども、「ある種の葛藤状況は、それ自体のなかに進歩と改良への可能性を含んでいる」(J・メイス・ワカ、19)ということを認める段階には達していない。

(Ⅲ) G・B・ヴォルドは集団衝突によつて犯罪のある領域を説明しようとする(葛藤・衝突はともに)。社会的な相互作用の過程が各種の困難な適応をやつてのけることによつて、対立している諸力がバランスをたもつて多少とも安定した平衡状態に達するとき、そこに生れてくる比較的安定した状態が、普通、社会秩序とか社会組織と称せられてゐるものである。「社会組織の成立するにいたる定石は、集団行為によれば最もよく実現されうる共通の利益と必要を各人がもつてゐるような状況から集団が形成されることである」。「いろいろな集団のめざしている利益や目的が重複し、たがいに侵しあい競争しだす傾向があるため、集団同士が衝突することになる」。「既存の集団が、利益および必要を共通にしている他の集団と接触する場合に、それに対して自己を護らなければならない危険は、他の集団に自己の地位が奪われるという、いつでも存在している危険である」。「衝突というのは、社会の持続的な進展の基礎になつてゐる主要な社会過程のひとつであると考えられる」(G・B・ヴォルド・犯罪学、一八三—一八五頁)。

ヴォルドは別の視点から言う。「犯罪が国民の異つた部分によつて、何が正しい行為かの解釈が葛藤し合つてゐることの副産物である限り、犯罪はいかなる意味でも当該の個人の病理のせいではなく、われわれの社会的・政治的組織に特有な条件のせいである。その限度で、犯罪は政治的行為の一つの側面であり、少数意見をもつ者は自分の行為を変えるか、あるいは支配的多数によつて、自分の行為が犯罪的とされるのを見なければならぬ」(Re. *Qui-*

Crime in Political Perspective, in: *Reckless, The*
Crime Problem, Readings 3-1, p. 65 & after)

ヴォールドは「集団衝突の理論は、その成員が『われら集団』……の地位を忠実に護持している集団間の衝突から個々の犯罪行為が発生するような種類の事態にしかあてはまらない」としているが、このような場合には、個人本位の理論はしっくりしないとして、次の文章でしめくくる。「正常で自然な人間が、いかにも正常で自然な状態において、自己の執着している生活方法を維持するのに懸命になっているときの、正常で自然な反応が犯罪になる場合が多いということである」⁽²⁶⁾と(「G・B・ヴォールド」)。

(Ⅳ) このような事態を直視し、ヴォールドやクインニーの指摘する犯罪の政治的性格を考えるならば、犯罪者・非行者を現在の社会状態に順応させ、適応させることだけを指すことは、可能でないだけでなく、「必ずしもよいことだとはいえないだろう」(「J・B・マーズ・われら」)。ナチスの体制のように極端な場合や、強制収容所での多数の被収容者の行動(「E・A・コーエン・強制収容所における人間行動」(清水他訳)、昭和44年。V・フランク・夜と霧)ドイツ強制収容所の体験記録、雪山(「説」)昭和三十九年。E. Kogon, Der SS Staat, 1947. Betelnheim, Individual and mass behavior in extreme situations, Journal of Abnormal and Social Psychology, vol. 38, no. 4, 1943)、「行刑の成果ではなく、重大な問題である、進んで刑務所の規則に服する受刑者」(「R. Wandlungen in den kriminologischen Grundlagen der Strafrechtsreform, in: Hundert Jahre Deutsches Rechtsleben, Bd.1, S. 360. ランゲは「適応」に否定的態度をとるが、観念がことな)と云う場合に、「適応」が否定的に評価されることに異論はないであろう。

クラウス・ホルンの引用するミルグラムの実験、クルト・アイスラーの「能率的な兵士」の研究を見るならば、次のアイスラーの言葉は説得力をもつ。「しかしながら全体からみて、現代の社会で『ノーマルな行動』と呼びうるのは、個々の社会形態に適応し、そして外的なマクロの世界への服従のために、内的なミクロの世界の軽視や矮小化を不可避的に行なう特殊な病症である、ということができよう」(「クラウス・ホルン」不安と政治的アパシーとの関係について、⁽²⁷⁾マルク・クレーゼラ・ポット(神崎・岡田訳)・過剰社会の病理、一七九七〇年所収、三七一六二頁)。

他方において、「適応」又は「適応能力」、すなわち「特定の文化又は特定の制度体系に適応すること」、「多数

者の基準に自分の行為を適応させる能力」(H. Mannheim, Comparative Criminology, vol. 1, p. 285)を常態性・精神的健康の中心にすえる考え方がある。そうでないものは不適応者・逸脱者とされ、同調させるために処置される(「逸脱」ということで、価値判断、この場合は否定的判断がすでに混入していることについて)。H. Jones, Punishment and Social Values)のグループ・ダイナミックスはまさしくそのための近代的武器である。しかし、E・フロムも言うように、このような常態性・精神的健康は「機能する社会の視点」からのものにすぎない(B. Fromm, The Fear of)。理想的にいえば、個人と社会との間にはなんらの相剋も存在する必要はないのだという夢を彼の前に掲げることは、哀れにも精神を萎縮させる仕打ちである。個人と社会との間の相剋は常に存在する。つねに存在しなければならぬ。イデオロギーはいくら望んでも、それを撤去することはできない。組織によって提供される精神の平和は、一つの屈服であり、それがどんなに恩恵的に提供されようと、屈服であることに変わりはないのである。「あるプログラムがそれを(個人と社会の相剋―筆者)解決すると考えるのは知的傲慢である」(W・H イト(江村・佐田訳)・組織のなかの人間―オーガニゼーション・マン(上)、昭和44年、三三三三四頁、ほほ同頁、J・メイズ、われらみな犯罪者か、一〇四頁)。われわれは今や、出口のないディレンマの中にいるのだろうか。

(25) まず第一に、セリンは目的と手段の区別を明確に意識していない。R・マートンのアノミー理論以来、この区別は社会学においても強調されている。「社会的文化的構造の種々の諸要素のなかで、さしあたり二つのものが重要である。これらは、具体的状況では結びついているが、分析的には切り離すことができる。第一の要素は、文化的に規定された目標や目的や関心からなり、社会の全成員またはさまざまな地位を占めている成員に対して正当な目標として掲げられたものである」。「文化的構造の第二の要素は、これらの目標を達成するための、一般に承認された仕方を規定し、調節し、統制する。すべて社会集団には、その文化的目標と、これらの目標を達成するための、許容された手続の規定(モレスや制度にもとづいている)とが」

ねに結びついている(「マートン・社会理論と社会」
構造(森他訳)、「一二三頁」)。

セリンは本文に引用したところからも明らかなように、「規範を作った集団の社会的価値」についても語っているが——この場合は目的の違いが考慮されている——、力点はむしろ手段の方におかれているといえよう。「行為規範」といういい方からしてそうである。

第二の問題点は、セリンが目的を分析的には視野のなかに入れていないことにもとづくのだが、セリンはこととなった価値・目標をもったもののあいだに起こる葛藤にのみ注目し、価値・目標が同じ者の間の葛藤を考慮していないことである。追求する目標が同じ場合に、目標の供給量が充分でない場合は勿論、充分である場合にも早く達成しようとして、葛藤が起こる。つまり利害の衝突である。

手段が同じ者同士の場合はそれ以上の分析を必要としないが、手段が異なる者、たとえば犯罪者と犯罪者でない者においては問題が複雑である(*cf.* Korn and McCorkle, *Criminology and Penology*, pp. 280-282; Selin, *Culture Conflict and Crime*, pp. 17-46.)。

第三に、セリンの文化葛藤の区別・規定の仕方は第一次的文化葛藤は一応おくとして、第二次的文化葛藤については、下位文化という規定の仕方との関係等、今日の社会学的理論のレベルに合せて、再検討を要すると思われる。実際セリンが同書のなかで具体的に検討しているのは、移民のケースが中心であるから第一次的文化葛藤に関するものであり、またセリン自身も加わったカンサス州トベカの研究会の成果をまとめた Gibbens & Ahrenfeldt (ed.), *Cultural Factors in Delinquency*, 1966, pp. 52-71 は「下位文化、社会理論」(Subculture: Social Theory)の章で、セリンのシンシリー島生れの父親の事例を思わせる多くの事例を検討している。

(26) ヴォルドの学説の意味するところは極めて重要と思われる。ヴォルドは本文に引用した部分(これは「衝突説における基本問題」、「犯罪と衝突過程」にあたる)の後で具体的な、典型的な事例をあげている。まず、「少数グループの行動としての犯罪」の項では、非行少年ギャング、良心的参戦拒否者について述べ、これらの事例は「政治社会の形式的な組織からく

る論理的な帰結のひとつである。「多数のいだいている見解を拒否して、多数の要請する行動のパターンに従おうとしない人間は、……とにかく犯罪人とみなされ、犯罪人として扱われるはかない。そうした少数グループの成員は、自分が犯罪人とみなされたり、自分らの行動が犯罪とみなされることを承認しない」。だから、より根本的な問題は、どのような社会の政治組織のなかにも存在している集団の利益の衝突であり、力の支配をめぐる斗争である」。このような立場から、「多くの犯罪行動の政治的な性格」の項で、抵抗運動とくに革命、選挙運動、労使の間の争議行動、労働組合同士の争い、人種暴動について若干の分析をしている。

ヴォールドに対する、もつとも有力な批判者の一人であつた、イギリスのハワード・ジョーンズの見解は大きな変化を見せている。まず、一九六二年には(H. Jones, *Crime and the Penal System*, 1962, 2nd ed. わたしの参照したのは、ヴォールドの考え方を「一面的であると思われれる」(H. Jones, op.)とし、またヴォールドは「ホワイト・カラーの犯罪」の「理論的重要性を軽視する傾向にある」とし、さらに、ヴォールドの考え方の基礎にある正義への疑問、価値秩序の分裂に対して「事態は、しあわせなことに、それ程絶望的ではない」、「社会的葛藤理論……は少くとも、不充分である」とする(H. Jones, op.)。一九六四年の *Crime in a Changing Society* (邦訳: 犯罪の条件、西村訳、一九六六年。邦訳では一九六五年に原著が出た) ではヴォールドの名は出てくるが(邦訳の、社会葛藤説の間係ではない。一九六五年の H・マンハイムの七五才の記念論文集巻頭論文 “Punishment and Social Values” ではヴォールドに対する批判は全く姿を消し、それどころか、ヴォールド自身がつけた制限は「もつとむしろ小さいかも知れない」として、「粗野な労働者階級」の子供の性格が別の階級から異常とされる事例と、フロイド主義者のいう、「神経症の選択」の事例をあげる(H. Jones, op.)。この態度の変化は前掲著書・論文を通読すれば明らかのように、マルクス主義その他の社会批判理論、イギリス社会に対する態度、それにもとづく対策論の変化にもとづく(たゞとせば、*Crime and the Penal System*, 1965, pp. 96-101, pp. 134-145, 162 et seq. passim; 「犯罪の条件」四四-四五、一一一-一一六、一二三頁他。)
Punishment and Social Values, pp. 3-22.)。

社会的葛藤理論ないし社会批判理論としては R・マートン (マートン: 社会理論と社会構造) (邦訳) (一九二二-二七頁)、A・コーヘン (A. Cohen, *Delinquent*

the Gang)」、R・クロワード、H・オーリン (R. Cloward & L. Ohlin, *Delinquency*) と続くアノミー論も重要であるが、やはりマルクスに始まる「階級斗争」理論がもっとも重要である。しかし、この観点は犯罪学ではまだ充分な展開を見ていない。この点

で限界はあるがマートン以来のアノミー論は階級志向的視点をもっている犯罪学理論といいうる (H. Mannheim, *Comparative Criminology*, vol. 2, pp. 444-468)。

(26) 『Our Criminogenic Society II: Social Class and Class Conflict: Their Criminological Implications』, pp. 499-531)。

(27) 『Class-oriented Theories of Criminal Sociology. In Particular: Anomie and The Criminal Subculture』。

(27) ミルグラムの実験は、科学的実験という口実のもとで、人間に電気ショック——もちろん被験者は知らないが、擬態——を与えることを被験者にもとめ、服従の条件を研究した。電気椅子と思われているものに縛りつけられた者が、実験のリーダーの言うことを復唱することに失敗したときは、四五〇ボルト——目盛に電流の強さが示され、「危険」という表示まである——にいたる電気ショックを与えることを指示される。

約半数の被験者は——葛藤はあったが——とにかくショックを与えた。ミルグラムは服従または拒絶条件として「(1)テスト・リーダーへの近接とかれの登場の様式、(2)苦痛を受けていると思われる人物への近接とその人物の演じる苦痛の表現、(3)いわゆる背後権威、つまり被験者によって実験の責任当事者とみなされた制度機関をあげる。

ホルンはこの実験を手掛りにして二つのテーゼを立てる。第一に「社会生活のますます強まる科学化と官僚制は、少数の人間のエキスパート集団と多数の人間の非専門家集団とを生みだし、このことは、他面で、所与の社会状況のもとで意識の非政治化をもたらす」。「物化された従属」、つまり「自分に求められたことを、たとえそれが、自分の身につけている価値観と合わない場合でも、する」こと。

第二のテーゼ。「意識の非政治化は……さらにまた技術的な思考モデル——つまり自然支配の思考モデル——を社会的な諸関係へ転用適用することで、この社会的な支配関係が正当化される、ことを意味」する。ショックを与えられる人物は「自然の断片」であり、「もしまともに機能しない時には、いわば刑罰を受けて当然なのである」(クラウス・ホルン「不安と政治的アパシーとの関係について」・マルクゼーラバポート・過剰社会の病理所。取四〇—四三頁)。

ミルグラムの実験では——実験者の行動主義的心理学の立場から——検討されていない個人的な非合理性の共同を精神分析学者クルト・アイスラーは研究している。アイスラーの研究でも客観的・社会的次元はホルンのテーゼに示されるものであるが(アイスラーの研究でいえるのは、人間が戦争機、^ア「それどころか人間は、情動的にこうした役割をまさに頼りにする存在となる」。アイスラーがとりあげているのはノーマルな人間ではなく、「能率的な兵士」、つまり戦争という極限状況に良好に適応している兵士である。アイスラーはこの病的適応の要因を三つあげる。(1)是非とも、万能であることの証明を見せたいという強迫観念、(2)個性を抹消することを強いられて——心理的葛藤をもってまたはもたずに——刹那や未来の要求に自分を明け渡すこと、(3)自分の不安の現実域へと投射(スケープ・ゴーツを探すこと)(ホルン・同論文、四)。

(28) 現代のもっとも著名な動物学者コンラッド・ローレンツは *Das Sogenannte Böse-Zur Naturgeschichte der Aggression*, 1963 (邦訳、攻撃・悪の自然誌(日商)の内人間に関する章(第一三章、11)を次の文章で書き始める。「かりにひとりの行動学者が、ある別の惑星、たとえば火星から、人間の社会的行動を望遠鏡を使って客観的に調べてみたとき……かれは人間の行動が理性とか、ましてや責任感に従っているどころか、人間の社会集団はネズミのそれとたいへんよく似た構造をもっているのだと、十分な根拠をもって結論するだろう。かれらはネズミ同様、閉じた同族の間では社交的に平和に暮らそうとするが、自分の党派でない仲間に対しては文字通り悪魔になるのだ」(邦訳、2巻(三二六—三二七頁))。

ローレンツは人類を脅かしている危険として、武器の使用(動物にそなわる攻撃、種内淘汰(極度の攻撃性)あ、目まぐるしい加速度的な発展の速度をあげる。さらにある社会集団をつくる個人の数が増すと、第一に個人的結合にとつて不都合であり、第二にあらゆる社会的反応がわずらわしくなり、連帯と攻撃のつり合いが破れる、悪いことには、攻撃の衝動を適度に発散させる安全弁もなくなつた、と分析を進め、次の文章でしめくくる。「人類は、互いに敵対するいくつもの党派に分離してしまつているから斗争好きで攻撃的なのではなく、それが社会的攻撃性を消散させるのに、必要な刺激状況を作り出しているから、党派に分裂しているのだ。……(人間に備わる行動生理学的な)組織だつてもつ動物性は、この生物が自分の兄弟を打ち殺し、

しかもこれこそまさに……最高のものに仕えるためにせざるをえないという確信をもって打ち殺すという危険を伴うのだ。この人を見よ、^{(邦訳、2巻)。}_(三五七頁)

おわりに

犯罪者が社会の敵という枠組でしか見られず、従って犯罪・犯罪者が道徳的・宗教的な目でしか見られなかった時代には、犯罪・犯罪者を科学的に研究することは思いもよらなかった。今日においても、犯罪・犯罪人に対する冷静な態度は、情緒と道徳と「正義」感のために、不可能乃至著しく困難である。とくに今日の犯罪学は社会科学的方法を不可欠とする。「逸脱行為」(deviant behavior) という表現が今日の犯罪学で一般に使用される。この表現は一見価値中立的に見られるが、やはり「規範」からはずれているということを意味するから、価値要素が小さくされている(H. Jones, Punishment and Social Values)。犯罪の原因を「望ましくない」、「酷く、不劣な」事情に求めるという、今日でもなくなっていない傾向(D. Cressey, Causes of Crime, International Encyclopedia of the Social Sciences, vol. 4, p. 473)も、犯罪を悪いことと考えていることを示す。

犯罪を悪いことと考えるならば、そのような犯罪から「社会を守ることは」、「よく秩序だった社会の全ての法的構成員にとって自明のこと」であろう^(cf. H. Mannheim, Dilemma of Penal Reform, 1939, p. 20.)。「適応」を自明のこと、近代的犯罪斗争の当然の目標と考えることは^(vgl. R. Lange, Wandlungen in den kriminologischen Grundlagen der Strafrechtsreform, op. cit., SS339—360)、このような意識に根ざす。

法に違反した人間は言うであろう。「何故この、われわれの住んでいる社会を守ることが自明なのか」と^(cf. H. Mannheim, The Dilemma of Penal Reform p. 20.)

われわれの住んでいる社会は、そもそも「よく秩序だった社会」であろうか。H・ジョーンズがイギリス社会について行った分析は、われわれにとって極めて示唆的である (cf. H. Jones, Punishment and Social)。 「われわれの社会は分裂している」⁽¹⁾ (H. Jones, op.)。

犯罪の相対性 (たとえば墮胎罪を見よ)。前述した犯罪の「政治的性格」。個々の犯罪者の手の及ばぬ、個人的、社会的要因。社会的葛藤。価値観の分裂。政、財界の腐敗。「ホワイト・カラーの犯罪」等々。

われわれの住むこの現実の国家が、その代理人としての現実の裁判官が、犯罪人とされる人間の道義的責任乃至社会的責任を問えるのであろうか。現存する社会の構成員は、自分の生き方にこそ、絶対に善なるものを見い出しがちであるが、道徳もまた相対的なものであろう。

いわゆる「処遇」をめざす考え方も、非難をまぬがれない。刑事責任が否定されるものに、保安処分を科する国家の権限とは何であらうか。本人の保護のために、あるいは社会の保護のために、と言われる。その実体は何か。

F・アレンは言う。「個人に自由の実質的・非任意的剥奪をこうむらせる処分は、処罰としての要素を含むことを避けえない。そして、この現実には、拘禁を推める動機が治療を留意すること、その他、その人間の福祉又は改善に寄与することであるという事実によって、変えられない」と (F. Allen, Legal Values and the Rehabilitative Ideal)。

使用する手段に対する限界は言うまでもない (この点ではR・ランゲのような保守的な人間も (cf. R. Lange, Wandlungen, op. cit.)。 「治療」も「治療された状態」を前提とする。「洗脳」という言葉は極めて挑発的な言葉であるが、「犯罪」が思想や価値、道徳と密接にかかわる場合には、「治療」は「洗脳」に類似する。

「処罰」しようとする考え方も、「処遇」しようとする考え方も、「犯罪」は悪いこととする点と、この国家・社会を善とする点では共通である。これは結論の先取りである。

それでは、われわれは、いかなる「犯罪」をも非難せず、耐え忍ぶべきであろうか。われわれには守るべき何物もないのであろうか。

そうは思わない。現実はこの世で日々、生活している者にとって、「全てか、しからずんば無か」の哲学はとれないばかりではなく、そのような生き方は、現実に対する持続的なインパクトに欠ける。われわれはこのディレンマから脱出する出口を探さねばならない。ただ、今われわれに出来ることは、われわれが、このディレンマの真只中にいるということの確認ではないだろうか。⁽²⁾

(1) 極めて象徴的に、だがしかし、もっとも明瞭に、この分裂を示すアメリカの事例を引用しよう。事態は日本にとっても同じである。「学生が反戦デモをすれば、それは『性的にふしだらなひげ面の弁護士』と薄汚いチンピラ、『街を騒ぐ』乱暴者とフリーテンなどに支援された暴徒であるとされるのに、一方、デモ反対のデモは『集まった市民たち』によって挙行されるというわけだ。ベトナムではアメリカ軍の『戦略行動』とは対照的に、『典型的に犯罪者的な共産軍の暴行』が行なわれる。共産軍は厚顔にも『待伏せ奇襲攻撃』をする。……共産軍は『死亡事故』を避ける。……ベトナムはアメリカ軍の兵舎を『真夜中』に襲いアメリカの『若者』を殺す」(ヘルベルト・マルクーゼ『現代工業社会における攻撃性』、二二―二三頁)。

(2) この章をまとめるに当って、H・ジョーンズの Punishment and Social Values, in: Criminology in Transition, 1965, pp. 3—22 が極めて示唆的であった。

今日の刑事政策または刑罰・矯正制度を概観する場合に、「犯罪の条件」(西村武)のH・ジョーンズがしたように、施設処遇(刑務所を中心とする)の開放化と多様化、施設処遇から社会内処遇への筋で、将来の展望につながるものが普通であろう(たとえ Glasier, Penology, International Encyclopedia of the Social Sciences, vol. 11, pp. 516—517, J. Conrad, Crime and its Correction, 1965, pp. 172 et seq. pp. 283 et seq.)。E. Buchholz, R. Hartmann, J. Lekschas,

Sozialistische Kriminologie, 1966 は社会主義社会を全面的に肯定する故に、その対策にも躊躇がない。しかし、私には、その前段階こそ決定的と思われる。

現代社会に対して、あるいは現代社会に住む人間に対して、極めて鋭く深刻な告発を行った J・メーズ(「われらみな、H・ジーンズ」(Punishment and Social Values, op. cit., pp. 3—22)、ホワイト(「組織のなかの人間——オーガ、コンラート・ローレンツ」(攻撃——悪の自誌)1:2巻)等も、この危機に対処するプログラム乃至方策の提示においては、極めて不十分なものとどまる。このことは事態の深刻さと解決の困難さを示すものである。「ディレンマの確認」を第一歩とする、私の態度も同様の認識に立つものである。

イギリスの代表的な犯罪学者の一人である、ハワード・ジョーンズの苦悩に勇気づけられて、この文章を「不満足なものであるが——書くことが出来た。私がこのような文章を書くのも、アナトール・ラバポートが言う、次のような時代のせいだろう。」「……教会の鎖から知識階級が解放されて以来初めて、知識人は、現代において宗教的経験の意味を試した思想家たちと同盟を結んでいるのだ。ひよっとしたら、ライナス・ポーリングのような科学者は、エドワード・テラーのような学問上の同僚より、マーチン・ブーバーのような神学者とより共通なものを持っているのだろう」(アナトール・ラバポート:「知識人の階級利害と社会的病理所」(収九九頁)。